

令和元年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和元年9月11日 午前10時00分 開会
午後 3時31分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	教育部長	森井敏英
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	門口昌義

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉村浩尚
書記	関元瞳	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 2番 梨本洪瑠

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。

質問に入ります前に、9月8日、関東地方に上陸をいたしました台風15号に際しまして、3名の尊い命が亡くなられております。また、いまだ46万戸の停電が続いていると言われております。亡くなられた方に対しましてお悔やみを申し上げますとともに、早期の停電の復旧にご尽力賜うことを願うところでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。3点でございます。1点目、高齢者の運転免許証の自主返納について、2点目につきましては、遊休農地対策について、3点目は、森林経営管理制度について、この3点を質問させていただきます。

なお、これよりは質問席にて行わせていただきます。

藤井本議長 増田順弘君。

増田議員 それでは、よろしくお願いを申し上げます。

まず、高齢者の運転免許証の自主返納についてお尋ねをいたします。今年に入って、高齢者ドライバーによる交通事故がたびたびニュースに取り上げられております。中でも4月に東京池袋で発生をいたしました、87歳の男性が運転する車による事故で、母子2名が死亡、8名が重軽傷を負う大惨事となりました。6月4日には福岡県で、6月6日には名古屋市、いずれも高齢者の運転による大きな事故が相次いで発生し、現代の日本の社会問題と言われておるようになってございます。

奈良県警本部の調べを見ておりますと、県下の平成21年の人身事故の発生件数につきましては7,111件でございました。平成30年の事故件数につきましては4,016件でございます。率にいたしまして44%交通事故が減っておると、こういう統計でございます。

一方、高齢者が関係する件数につきましては、平成21年、1,864件、平成30年では1,408件、24%の減少にとどまっておると、こういう状況でございます。本市における交通事故の発生状況について、まずお尋ねをいたします。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。ただいまの増田議員の質問にお答えをさせていただきます。

奈良県内の事故件数等につきましては、先ほど委員お述べのとおりでございます。私の方

からは市内の状況ということでご報告をさせていただきたいと思いますが、私、ご用意させていただきましたのが、平成26年と平成30年の対比を用意させていただいております。まず、人身事故件数でございますが、平成26年が148件、平成30年が114件で、死者数につきましては、平成26年が3人、平成30年が1人でございます。そのうち高齢者、65歳以上の方ですが、その方が関係する割合ということで、平成26年は56件で37.8%、平成30年は42件で36.8%と、この4年の間には微減という状況でございます。加えて、高齢化率等の影響もございまして、単純に高齢者の事故率が上昇しているということは言いがたい状況ではないかと思っております。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。先日、高田警察に参りまして、今回の質問に対しましてご相談に参りました。交通課の担当ということで、交通課の窓口に行きますと、張り紙がしてございました。それは、先ほどご紹介しました池袋の事故の遺族の方からのメッセージでございました。その一部をご紹介させていただきます。

当たり前のように一緒に生きていた大切な2人を失い、失意の底にいます。必死に生きていた若い女性と、たった3年しか生きられなかった命があったんだということを実感に感じてほしいです。現実を感じていただければ、運転に不安のあることを自覚した上での運転や飲酒運転、あおり運転、運転中の携帯電話の使用などの危険運転をしそうになったときに、亡くなった2人を思い出し、思いとどまってくれるかもしれない。そうすれば亡くならなくて済む人があるかもしれないと思ったのです。それぞれの家庭の事情があるとは重々承知しておりますが、少しでも運転に不安のある人は、車を運転しないという選択肢を考えてほしい。また、周囲の方々も本人に働きかけてほしい。家庭の中で運転に不安のある方がいるならば、いま一度家庭内で考えてほしい。それが世の中に広がれば、交通事故による犠牲者も減らせるかもしれない。そうすれば、妻も娘も少しは浮かばれるのではないかと思います。

こういう非常に切実な遺族の方の世間に対する方々へのメッセージということでございます。また、警察署の窓口にも運転免許証の自主返納の啓発チラシが置かれております。これは、吉本新喜劇の酒井藍さんからのお知らせと、こういうメッセージでございますけれども、市としても、このような自主返納に対する対策について、どのように講じられておられるのかお尋ねをいたします。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

現在、自主返納に特化した市独自の取り組みというものは行っておりませんが、自主返納とは別に、交通安全対策の中で高齢者対策ということで、高齢者の方が運転される際の安全対策を考える必要があると認識しておりまして、交通安全意識の更なる啓発を行うとともに、高齢者ドライビングコンテスト等の機会を捉え、運転能力の確認をしていただき、安全運転に心がけていただければと考えておるところでございます。

また、ハード面の対策といたしましては、技術の進歩により、自動車の誤発進抑制装置等、

事故抑止に役立つ機器が開発されてきており、今後は新車購入時にそういった機能が付加されることになろうかと思えます。また、後づけが可能な状況になってきておりますので、今後はその普及に向けて何かしら支援ができないか検討を始めておるところでございます。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。どんどん車の運転が無人で行われるという時代もそんなに遠くない時期に来ておりますし、例えば、高齢者の方がただ座っているだけで目的地に行けると、こういう時代も来るかということも想定できるわけでございますけれども、現段階ではまだまだ次世代の技術であろうかなと思えますので、今後、直近の交通事故対策については、いろいろとご検討をいただきたいということをお願いするところでございますけれども、特に多くの高齢者ドライバーの方につきましては、車に乗るというのは生活の手段としての利用、これが主であるのかなと。先ほどもある議員の方と隣同士でしゃべっておりますと、都会におる人はええけど、田舎におる者が車を取り上げて生活できるのかと、こういうこともご意見として頂戴しました。私も田舎住まいでございますので、非常に車がないと生活できないと、これは重々承知をしておるところでございます。また、車に乗らないことによって行動範囲が狭くなる。いろいろと精神面、それから体力面につきましても老化が進むと、こういうリスクも考えられるのかなと、こういうふうにも思います。

そこで、先ほど、啓発チラシのところに戻るわけでございますけれども、自主返納者に対して、いろいろと事業者等の支援策についてご紹介をされております。例えば、バス会社から割引券がもらえとか、返納した方に対しての特典ということが各事業者から支援をされておると、こういう状況でございますけれども、市内の事業者でこのような支援策を講じておられる事業者さん、どのような状況かをお尋ねいたします。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員ご紹介いただいております支援事業者と申しますのが、奈良県警が行っておるものの、高齢者運転免許自主返納支援制度というものでされておるものがございます。先ほどもありましたように、運転に不安を感じている高齢ドライバーの方々等に対しまして、自主的に運転免許を返納しやすい環境づくりを行い、また、その家族や地域で高齢者の運転について考える機会をつくることで、高齢ドライバーの交通事故を防止することを目的に実施されております。その支援制度に賛同し、参加していただいた事業所が、運転免許を自主的に返納して、返納するまでの5年間の運転経歴証明書の交付を受けた高齢者の方に対し、商品の割引などの特典やサービスを提供することによって生活支援を行うというものでございます。

その支援事業所でございますが、先ほどもありましたように、奈良交通株式会社、それから、一般社団法人奈良県タクシー協会といった公共交通機関等のほか、各警察署管内で申請のあった事業所が参加をされております。高田警察署管内でも13の事業所がございますけれども、葛城市内では整骨院の保険適用以外での割引をされているところが1件のみでございます。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 支援事業者が1件と、非常にと申し上げていいかわかりませんが、比較的車に乗らなくなると不便な地域といえますか、そんなに車以外の公共交通手段が充足しておる葛城市ではないと思いますけど、こういう事業者さんがたくさん手を挙げていただいて、車に乗らなくても生活に不便を感じない、こういうふうな策をしっかりと講じていただけたらなと思いますけれども、先ほども事業者ということでご紹介をしたわけですが、市町村におきましてもいろんな支援策を講じられておると伺っておりますけれども、県下の自治体での支援策について、どのような状況かをお尋ねいたします。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

各自治体での支援策ということでございます。本年6月1日現在ではございますけども、市町村独自で支援策を実施されているところをご紹介申し上げます。市では、奈良市、それから大和郡山市、町では、斑鳩町、王寺町、三郷町、平群町、田原本町、広陵町、下市町、吉野町、安堵町がそれぞれ支援を実施されております。その支援の内容でございますけども、路線バスの割引券といえますか、無料券とか、コミュニティバス、タクシー等の利用券、それから、商工会発行の商品券等の交付をされているといったものが主なものとなっております。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。今ご紹介いただきましたように、市町村におきましても、いろいろとそういう支援策が講じられておると。内容を見ますと、そんなに大きな支援額ではないとは思いますが、啓発をする意味で何らかの支援を市町村としても講じられておるということでございますので、今後、葛城市におきましても、自主返納に対する支援をしていただきながら、こういう啓発をしていただけたらと。事故が起きてからでは遅うございますので、早期の対策をお願いするところでございます。

先日、私の集落で高齢者の方とお話をしておりましたら、自主返納したんだと。免許証にかわる証明書ももらったと。どうなんですかと言ったら、タクシーに乗ったら1割引いてくれるんですよと、こういうお話でございました。それが私の今回の質問をしたきっかけなんですけども、全くそういう知識といえますか、やっておられることを私も知らなくて、誰が一体この1割の負担をしてるのかなと。まず頭に浮かんだのは、これは、国か県か市かどこかが補助金を出して、1割のタクシー料金を負担してくれてるのかなということで、市役所にまず問い合わせをしました。そういう補助金はありませんと。そうですねと、私もそういう記憶になかったし、市からは出てないですよと。県もそういうふうなこともないですよという窓口からのご答弁でしたので、もう一度、どこのタクシー会社ですかと聞くと、大和高田市のあるタクシー会社ですと、こういうふうなその高齢者の方のお話です。そのタクシー会社に直接電話したんです。実際こんなやってるんですかと聞くと、やってますよと。先に運転手の方が出られて、どこからその1割の負担してるのか私は存じませんということで、電話をかわりますということで、かわられた方が、これはうちの自腹でやってますと、こういうご回答でございまして、タクシー会社が、先ほどの、よくよく聞きますと、自主返

納事業者として企業みずからが1割、これによって顧客の確保ということもあるかとは思いますが、それによってタクシー代が1割安くなったんで、1割の負担が大きいかどうかは別にして、タクシーによつての移動手段を決断されるきっかけになったと、こういうことのでございましたので、非常にそういう支援事業者については、多くのそういう事業者さんが賛同されて、こういう自主返納に前向きにきつしよをつける1つのタイミングになるのかなと、こういうふうにも思うところでございます。

先ほどございましたように、自主返納支援事業者が葛城市には1件、それから、市でも行われてないと、こういう状況でございます。今後、車にかわる移動手段ということで考えるならば、葛城市の場合は、公共バスの場面が想定できるのかなと思います。今ちょうど今年10月に改編のタイミングかとは思いますが、今後こういうふうな高齢者の自主返納者に対する支援という意味でも、充実した公共バスの運行というものも願うところでございます。

また、福祉部門につきましても、いろんな事業者さんからの支援もでございます。市としての福祉部門における支援策、このようなことも今後ご検討いただけるのかなと思いますので、その2点、公共バスの観点から、それから福祉事業部門の観点から、今後の支援策についてお尋ねを申し上げます。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私の方からは、公共バスに係る部分についてお答えさせていただきます。現在、葛城市の公共バスにおける高齢者に関するサービスといたしましては、70歳以上の方につきまして、通常100円の乗車料金を半額の50円としているところでございます。

今回ご質問いただいております、運転免許証を返納された方に対する支援策の1つとして、公共バスの乗車料金を無料にするという対策もあると考えられるところでございますが、これにつきましては、運行方式や利用者の利便性、ルート改編も含めまして総合的に検討を行い、葛城市の地域公共交通活性化協議会の中において議論を行った上で決定していく必要があるかと考えているところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私の方からは、福祉部局としての考えを述べさせていただきたいと思っております。高齢者、また、障がい者への移動に対する支援としましては、要介護度であったり、障害者手帳の等級など、一定の要件に基づいて福祉支援が必要な方に対し、高齢者には介護タクシーであったり、また、障がい者には福祉タクシー、移動支援等のサービスを提供しております。

運転免許証を返納された方に対する支援が福祉的な支援となるのか少々疑問はございますが、他の市町村の取り組みが免許の自主返納につながり、また交通事故が減少しているという事実がございますのであれば、どの部署で対応するかは別としましても、それらの事例も

参考に、葛城市に見合った何らかの施策を考える必要があるのではないかなと思います。

また、免許返納者だけへの支援ということではございませんが、今後ますますふえると見込まれる高齢者等への支援として、現在、奈良コープと提携して行っている買い物支援につきましても、より充実を図っていく必要があるかなと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。先ほども申し上げましたように、免許証を持っておられる方はどれだけの割合か承知しておりませんが、亡くなられるまで免許証を持っておられる方と、いずれかのタイミングでギブアップ、要するに、車に乗られないタイミングを考えられる方、過去にはこういう自主返納、免許証の更新に行つて不合格になったとか、警察からもアウトと言われたら乗らないと、これが過去の車に乗らない1つのタイミングであったかなと思うんですけども、最近はこちらやうして自主返納、みずからもうギブアップをするよと、車に乗らないよということをする1つの形に最近なつてきてるということでございます。そういう1つのタイミングをつくってあげるといいますか、事故が起きるまでにそういうタイミングをつくる意味では、支援策というものが非常に大事になるのかなと感じております。

最近といいますか、過去からもそうなんですけれども、きょうも議会に来る途中に、時速看板では50キロの表示のところを、30キロぐらいで走っておられる、高齢者のマークのついた方の運転する車に遭遇をいたしました。2つの考え方があつて、非常に急いでいる場合は、今、事件になっておりますあおり運転、クラクションを鳴らしたり、威圧した発言をしたり、高齢者の方にそういう1つの攻撃を加えるような運転者も出てくると。あおりの原因にもなったり、事故の原因にもなったりする。こういうようなことも車に乗っておりますとたびたび遭遇をいたします。ぜひとも本市から高齢者ドライバーによる犠牲者が少しでも防げるように、早期の対策を講じていただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問でございます、遊休農地対策についてご質問をさせていただきます。本市の面積は3万3,000平方キロメートル、ヘクタールになおしますと3,300ヘクタール。私、どうもヘクタールがわかりやすいので、ヘクタールで比較をさせていただきますけれども、3,300ヘクタールでございます。そのうち約800ヘクタールが農地、率にして24%、4分の1ぐらいが農地である、こういうことでございます。私は、この800ヘクタールの農地こそが本市の持つ住みやすさの源であると思います。先人から受け継いだ大切な資源であるとも思っております。それから、ここから生み出される産業、農業、これは地域の重要な産業であると、こういうふうにも感じておるところでございます。この農地から生み出される農産物の量を、年間の生産量を少し私、換算してまいりました。800ヘクタールのところで全てお米をつくつたと換算いたしますと4,500トン、年間57キロの消費量に割り算をいたしますと8万3,000人分。葛城市住民の2倍強、2.5倍ぐらいの人に供給できるだけのお米を生産する、それだけの能力のある農地を葛城市が持つておると、こういうことでございます。

ところが、最近この農地のところどころで作付されておらない農地が見受けられます。こ

こ5年間の遊休農地の実情、実態についてお尋ねをいたします。

藤井本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 おはようございます。産業観光部の早田でございます。よろしくお願いいたします。

遊休農地の実態についてでございますが、まず遊休農地の把握については、毎年、農地法第30条の規定に基づき、農業委員会により農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールが行われております。この農地パトロールでは、市内の農地を確認し、作付されていない土地の中でも特に維持管理がされていない遊休農地をピックアップされております。こうして得られた遊休農地の割合ですが、平成30年度の数值は1.67%、平成29年度は1.01%、平成28年度は0.23%、平成27年度は0.37%、平成26年度は0.36%となっております。

以上でございます。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 今ご紹介ございましたように、私が最近ふえたなというのが、今ご紹介いただいた数字でおわかりかと思えます。もう一度その数字を言いますと、平成26年、0.36%だったものが、平成30年度は1.67%と5倍にふえておるとい実態でございます。これ、感と言いますか、雰囲気、そういう雑草のふえてる農地がふえてくると、イメージとしてそういう景色が雰囲気として何かわかるというんですか、そういう余りよくない傾向かなと思えます。原因についてはいろいろあると言われておりますけれども、例えば、どういうわけか、ミニ開発周辺に若干多いような傾向にあるのかなと。そういう特区のエリアで今後それが見込めるといこともあるのかなと思うんですけど、そういうエリア。それから、農業者の高齢化による不作付、それから、相続による農業者、相続者が地区外の方に相続された場合と、こういうふうなことも遊休農地発生の原因になっておると言われておりますけれども、農地法第2条第1項には、農地とは、耕作の目的に供される土地であると、こういうふうに定義をされております。また、第2項については、この農地を適正かつ効率的な利用を確保するようになければならないと。つまり、農地の所有者は、何らかの作物を耕作しなければならないと、こういう責務にあるということをごここでうたっておるわけでございます。また、雑草が繁茂いたしますと、周辺の農業をされておる方、そこに発生した害虫が農作物に移ってきて被害を受けるとか、それから、セイタカアワダチソウ等の雑草が、気管支、花粉症、喘息等の原因になると、こういうようなことも遊休農地、雑草繁茂、迷惑になる事柄が想定をされるわけでございます。市としても、遊休農地解消に向けた指導が必要かと思えますが、どのようなお考えでおられるのかお尋ねをいたします。

藤井本議長 産業観光部長。

早田産業観光部長 ただいまの質問でございますが、先ほど説明させていただきました農地利用状況調査後には、引き続き、農地法第32条の規定に基づき、農業委員会により農地の利用意向調査が行われます。これは、農地パトロールでピックアップされた農地の所有者に対して、今後、当該農地をどうするつもりかと問うものであります。それは文書で送られるのですが、その中で農地中間管理機構への農地の貸し付けについて言及しております。農地中間管理機

構は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて設置された組織で、奈良県の場合、なら担い手・農地サポートセンターという組織があります。ここは、農地の所有者、つまり貸し手と農地の耕作者、つまり借り手のマッチングをする業務を行っております。また、自己管理が困難で、自己で営農や保全管理、みずから担い手を探すこと、農地中間管理機構に登録される意向のない農地所有者に対しましては、所有農地の固定資産税の重税化につながる旨の説明を行い、農地の管理責任の意識向上につながるようお願いしているところでございます。

以上です。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 今ご説明いただきました。私、後ろのところは大事なところかと思えます。1つは、先ほど私が農地法のところでご紹介しましたように、農地の管理責任の自覚が、失礼な表現なんですけども、私の土地だから、草を生やそうが勝手なんだと、これが農地法に対する違反行為なんですよという自覚が、耕作をしなければならないという農地法に基づいたご指導、この辺のところの理解をしっかりと啓発していただく必要があるのかなと。その上に立って、それでは誰かに貸そうかと、そやけども心配なんだと、安心できる紹介先を私どもがご紹介しますよと、こういう流れになってくるのかなと。

それから、もう一つは、農地に関しましては、税法上、先ほどございましたように、非常に軽減対策も講じられておる。そういう意味で、耕作、不耕作の場合の税金の取扱いについては、私も税務課の窓口で、これ、どうなるんだと聞いて、こういう税率が6倍とか言われましたですか、窓口と比較して、そういうことも想定できますということもありました。そういう固定資産税に対する農地と不耕作地との軽減対策についてのご理解、このことについては、十分農家の方にも、農地を所有されて耕作されてない方にもご指導していただいて、遊休農地を減らしていただく必要があるのかなと思うところでございます。

先ほどご紹介ございました、耕作しないで農地を所有されている方、それから、農地を利用して規模拡大をしたいという方との間に行政が立っていただいて、安心して農地の貸し借りを勧めていただくシステムについては、先ほどございましたように、なかなか認知度も低いと思われまます。私も何とかサポートセンター、橿原神宮のところにあるんですけども、行ってまいりまして、担当の方ともいろいろお話を聞いたわけでございますけれども、なかなか理解してもらえる機会も少ないというようなことでございましたので、まずはそういう規制の問題、それから紹介システムの問題というような手順を踏んでいただいて、遊休農地を少しでも減らしていただいて、有効に資源である農地を活用していただく取り組みを進めていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

次に、森林経営管理制度についてお尋ねをいたします。このことにつきましては、関連をしておると思うんですけども、今年予算特別委員会のところで私も質問をしておるんですけども、森林環境譲与税という税金が、国民一律に税金制度が導入されたという大きな新しい税金の1つでございます。これを活用した経営管理制度と認識をしておるところでございますけれども、要するに、国民から一律に取った税金をどう活用するのか。ここにもそ

の一部を活用するんだよということで、私、今回この森林経営管理制度についてお尋ねをすることになりました。

本市の山林につきましては、先ほどのに関連しますけども、3万3,000平方キロメートルのうちの1,300ヘクタール、率にして山林率40%と、こういう葛城市でございます。吉野郡あたりの率からいくと低いわけでございますけれども、それでも40%が山林を占めておるといのが本市の山の状況でございます。産業としての木材の生産はもちろんのことでございますけれども、県下でも最も安い。それから、先ほどございました、住みやすさ全国34位の大きなキーワードであります、県下でも最も安い、おいしいと言われております上水道の原水も1,300ヘクタールの山林が生み出した大きな資源でございます。また、先ほどからお話ししております農産物に必要な農業用水としての位置づけ、それから地球温暖化対策効果、二酸化炭素対策、こういう多くの恵みを1,300ヘクタールから受けておるんだと、これが葛城市の住みよさを支えておるんだと、こういう地域資源の1つであると私は感じておる、当然のことであろうかと思えます。

しかし、近年のたび重なる自然災害によりまして、東の方から西の山を見ますと、ところどころにその爪跡が残っておるところもございます。木材の価格が低迷しておるということで、山林の管理も適正に行われておらないということもその背景にはあるかとは思えます。このことで先ほど紹介したような山の恵みが享受できなくなるということも含めて、土石流等の下流域の住宅地域に対する自然災害の原因にもなりかねないということも言われておるところでございます。このようなことに対してどのような対策をお考えか、お尋ねをいたします。

藤井本議長 産業観光部長。

早田産業観光部長 ただいまのご質問についてですが、本市におきましても森林整備計画を作成し、これに基づく施策を講じ、適切な森林整備を推進しているところでございます。その1例として、県の森林環境税を活用した施業放置林解消事業として間伐なども行っておりますが、その後の適切な管理等については森林所有者が行うこととなるので、難しくなっているのも事実でございます。市としましては、行政として可能な範囲での対応をしたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。先ほど紹介しました、前の予算特別委員会のご答弁では、森林環境譲与税をナラ枯れ対策に使うというご答弁であったので、違うでしょうという意味で再度お尋ねしたんです。そういうことやと、災害対策に使うんだと、ナラ枯れだけやないよと、こういうお話でございますので、適正な森林管理に向けての制度の運用をお願い申し上げたいなと思うところでございます。

国においては、今年4月1日から、森林経営管理制度というものが始まっております。チラシがございまして、森林経営管理制度というタイトル、私が今回質問したタイトルの中には、そういう制度に基づいて、適正な管理の助成を森林環境譲与税の財源に基づいて進める

んだということをございましたので、非常に私、今後の山の適正管理に向けていろんな事業を進めていただくんだなど、先ほど、可能な範囲で対応していきますと部長の答弁にもありましたように、これが機能するのであろうかと思うわけでございますけれども、この4月からスタートする森林経営管理制度の内容について少しご説明いただけたらと思います。

藤井本議長 産業観光部長。

早田産業観光部長 ただいまのご質問についてご説明させていただきます。

森林経営管理制度とは、経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり、森林所有者と意欲、能力のある林業経営者をつなぎ、林業の成長産業化の実現、森林資源の適正な管理の両立を図るための制度でございます。市としましては、今後、経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認し、その中で、所有者不明や間伐等の施業が長期間にわたって実施されていない森林については、経営管理権集積計画の作成の上、関係権利者の同意を取得した上で、市において間伐等の実施や民間事業者への作業委託を図っていく予定でございます。

以上でございます。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。この制度につきましては、今ご説明ございましたように、吉野郡とか、ある一定の大きな林業家による植栽等に関しては、それなりに適正な管理をされる所が多いんですけども、率にして、葛城市の山林については非常に小規模な小口の所有者による管理、もしくは相続によって受けられた山林によって、先ほどの農地と同じように管理不行き届き、山は持っているけど、自分の山がどこにあるのかわからんという所有者が非常に多い中で、行政が森林経営管理制度に基づいて適正な管理を業者、先ほどと農地もよく似てる制度かなと思うんですけども、そういう森林を今後引き継いで管理される方に紹介すると。ところが、この制度は問題が1つあって、解決できない場合の森林管理については、行政が責任を持ってやると。非常に市町村にとっては重荷なんですよ。これ、できるのかなという、最後の責任を市町村に任せているというところに、私、非常に心配をするところかなと思うんですけども、その辺の問題解決についてはどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

藤井本議長 産業観光部長。

早田産業観光部長 ただいまの議員の質問についてお答えさせていただきます。

本市におきましては、林業者の不足、山林所有者の高齢化等により、ますます森林の荒廃などを見るに当たりまして、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、林業経営には適さない森林は、市が森林を管理することになります。市への経営管理の委託の申し出が多くなることが予想されますが、令和元年度より、国による森林環境譲与税が創設されまして、これにより配分されました譲与税を活用いたしまして、間伐事業によります山林の保全、水源涵養、また間伐事業とあわせて行う防災対策事業を行いまして、山林部の環境保全、災害発生の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。非常に力強い対策であるのかなと、非常に危惧をしておる1,300ヘクタールの山林の今後について心配をしておったところに、こういう森林経営管理制度によっていろんな税金を確保していただき、財源を確保していただきながら、行政が責任を持って適正な山の管理をしていただけるという制度であるかなと思いますので、今後ともこの制度、それから、先ほど申し上げました森林環境譲与税を有効に活用して、適正な山林管理に努めていただけるようお願いを申し上げておきたいと思うところでございます。

ここで、山林も農地も同じような地域資源として、市長もいろいろとご心配をされておるかと思うんですけども、今後の農地、森林に関しての市長のお考えをお尋ね申し上げます。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 農地と山林ということですけど、これは全く別物として判断するべきやとまず思います。

農地につきましては、戦後の食料難の時代から、その農地政策によっていろいろ変遷をたどっております。ただいま現状を見てますと、非常に農業という職業自身が、ある種、生産労力に伴わない収入しかないという段階で非常に苦しんでいるということでございますが、必ずしも、農業の将来性ということを考えますと、私は、決して暗いイメージだけを持っているわけではございません。といいますのが、今現在、世界的に気象条件の問題を抱えております。地球温暖化によりまして気象条件が非常に荒れている。その中で、今現在でも地球という規模の中では食料難の時代があるという事実をまず認識しなくてはいけないということです。

かつて経済成長の中で、日本は食料生産を置き去りにした中で、お金を外国に対して使うことによって世界的な規模で食料を日本に輸入してきた。それによって、ある種、飽食の時代を維持したわけなんですけども、それが果たして、これから10年、20年先維持できるのかどうかという、非常に危うい。ある種、日本人の食べる食料は日本国内で生産するべき時代が来る可能性が高いのではないかという認識を私は持っております。それを考えますと、必ずしも農業の将来は暗くはないと感じております。

ただ、一義的に考えますのは、ある種、生産性と収入の、労力とのバランスの中で農業を営むということが非常に難しい状況が現実としてあるということです。特に遊休農地、耕作放棄地によりますと、やはり平坦部よりは山間部の問題が大きい。委員ご指摘のように、遊休農地等が1.6%ですか。これは、実は数年前からのカウントの仕方が若干制度が変わったので、急激に上がったんですけども、大体1.5%ぐらいが過去においてもあるということは、大体、面積にしますと13ヘクタールぐらい、300メートル掛ける400メートルぐらいの遊休農地が葛城市には発生しているということなんです。ただ、基本的な考え方としては、長期の農業施策の中で農地の有効利用を考える考え方と並行して、私は、そろそろ危機管理としての農地の管理を考えるべきではないかということを今、県や国に対して申し上げ始めてるところです。と申しますのが、担い手農地、集落営農、今、中間管理機構とさまざまな施策の中で、やはりなかなか前向きには進んでいかないという現状があります。ただ、長期の考え方としては、私は決して間違いではないと思います。ただ、現実として、市政フォーラム、実

は山間で何か所か回ったんですけども、悲惨な状況を訴えられる方がおられます。もう後継者がいない、後継者がいても農地自身を管理できない。特に山間エリアは、平坦部より非常にあぜの管理が大変なところがございますので、それに対する労力がもう確保できないんだというお話をいただきます。それを考えますと、私は、ある種、災害対策と同じような考え方をそろそろ導入すべきではないかということをお県に対して申し上げているところがございます。公共事業として市独自の、例えば、農地に対して補助金なり税金を投入するのであれば、その投入効果として行政そのものが建設業のような形で業務を発注するような形がとれないのか。これは、税の公平性からいいますと非常に危ういことですが、ただ、根拠づけ、理由づけが確かなものになれば、私はそういう方法も模索すべきではないか、もうその時期に来てるのではないかという考え方を持っております。

面積にしては、葛城市全体の1.数%の面積ですので、まだまだ農業の抱える問題は林業とは別の段階にあるという認識をしております。ただ、林業におきましては、非常にこちらの方は大変な作業になると思います。林業そのものが全く機能しない時代に入ってきております。林業家そのものが、林業を職とすることを放棄せざるを得ないような状況に来てるということをお考えますと、山の管理においては大変な時代に入ったと思います。ただ、議員のご指摘のように、森林環境譲与税等あるんですけども、これが平成カウントで平成45年、令和になおしますと令和15年から譲与税等が配分されるんですけども、なおかつ、全体の予算規模が1,000万円、現実でいいますと、今現在で275万円、令和7年で580万円ぐらい、令和17年で1,000万円ぐらいの予算規模で果たして何ができるのかということをお、やはりこれから考えていかなければいけないと思います。

林業については、大きな変革としては、国有林の管理の変更が物すごく大きい部分が実はあるんですけども、その部分については今回ふれておりませんが、民事としての林業のあり方としては、これからどのような形になっていくのか。非常に災害等を考えますと、その整備等がどうしていくのかというのは、これも全く違う考え方、林業という考え方とは全く別の考え方で山の保全をどうするのかという議論の中で進んでいく。ただ、それに至っては、非常に予算が少な過ぎると私は感じておる次第でございます。

わずかな時間でいろんなことを話すことができませんので、本当の一部だけなんですけども、返答になったかどうかわかりません。ただ、やはり農業、林業とも葛城市にとっては非常に大切な産業であるということは認識しておりますので、それに対して行政ができることは何なのかということをお模索していきたいと感じております。

以上でございます。

藤井本議長 一言だけ認めます。

増田議員 今、市長もおっしゃられたように、先人から受け継いだ、非常に大切な資源であると私も考えております。現代に受け継いだ私たちは、この資源、適正に管理、有効に活用する義務と責任があると思っております。そういった意味におきましても、国から示される法律、規制、このようなものに従って事業を適切に進めていただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

藤井本議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

次に1番、杉本訓規君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 皆様、改めまして、こんにちは。議長のお許しを得ましたので、1番、日本維新の会、杉本訓規の一般質問をさせていただきます。市民の皆様に軸足を置いた是々非々の立場でしっかりと頑張っていきたいと思っています。

私からは2点ございます。1点目は、公共施設の駐車場について。2点目は、防犯カメラについてでございます。

なお、これから先は質問席にて質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

藤井本議長 杉本訓規君。

杉本議員 それでは、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、公共施設の駐車場についていろいろお聞きしたいと思います。私、市民の方から駐車場についていろいろお問い合わせがありまして、内容といたしましては、役所の駐車場にトラックが長い間とまっているとか、あと、役所の駐車場から職員以外の方が駅へ向いて歩いていってるとか、あと、休日にもいっぱい車がとまっているとか、いろいろお聞きしております。そこで、私もいろいろ調べまして、疑問に感じるところがございますので、いろいろ質問させていただきます。

まずは、職員の方々、通勤には自動車を使用されている方がおられると思いますけども、駐車場の使用要綱、使用料の徴収について、そして、私も車で市役所へ来るんですけども、私たち議員は駐車場を使わせていただいておりますけども、駐車場の使用料を払っておりません。その辺の理由をお聞かせ願います。

藤井本議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

駐車場の使用の実態ということでございますが、これにつきましては、葛城市職員等が通勤に使用する自動車の駐車場所の使用許可等に関する要綱を定めておりまして、この要綱におきまして、通勤に使用する自動車を、市が所有する土地でございますとか、借り上げている土地に駐車する場合の許可等について定めているところでございます。この要綱の対象となる職員は、常勤の特別職及び一般職の職員と、それから嘱託員や非常勤職員、いわゆるアルバイトでございますが、こういう職員となっております。この職員が許可を受けた場合は、月額1,000円を徴収しているという状況でございます。

なお、ただいま申されました市議会議員でありましたり、行政委員などの嘱託員以外の非常勤の特別職につきましては、この要綱の対象とはいたしておりませんので、現在は徴収していない状況でございます。

以上でございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。

それでは、次に、市役所でいいんですけども、駐車場をどのような方が使用されていると

か、そういう決まり等あれば、駐車場にとめていいのはこういう方ですよという決まりがあれば、教えていただきたいです。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 市役所の駐車場を使用できる車ということでございますが、庁舎にある駐車場につきましては、市役所にご用のある方が自動車で来庁された場合の駐車場でございますので、このような車が駐車できる車になるということでございます。

以上でございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 それはそうですね。

それでは、次に、答弁の中では、葛城市では駐車料金月額1,000円とご答弁いただきましたけども、近隣市の職員の駐車場の使用状況をお聞かせ願います。よろしく願います。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 近隣他市の状況でございますが、お隣の香芝市では、職員互助会が駐車場を借り上げてまして、教職員、特別職を除く職員を対象に月額2,500円を徴収しておられる状況でございます。また、御所市でございますが、これは、職員を対象に月額1,000円を徴収しておられるわけでございますが、本庁舎には職員駐車場がないため、各個人が民間の駐車場を個別に借りられているとのことでございます。また、大和高田市につきましては、議会議員、行政委員を除く職員を対象に月額3,000円を徴収しておられますが、これも御所市と同様に、本庁舎に職員駐車場がございませんので、民間の駐車場を個別に借りられているという状況でございます。

以上でございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 それでは、最初に申し上げましたけども、役所の駐車場と公共施設の駐車場に長時間、役所に用事もない方が無断でとめてたりする場合がありますとお聞きしてるんですけども、そのときどのような対策をとられているのかお聞かせください。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 公共施設の駐車場に無断でとめられている場合でございますが、それぞれの施設におきまして、明らかに施設利用者ではなく、無断で駐車していると判断できた車両につきましては、張り紙をするなどいたしまして、注意をしているところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 張り紙は、張っただけで、はがしてそのままというケースもあると思います。今のところはそれ以上の対策はないということでよろしいですか。わかりました。余りにそれにつききりに職員の方々にやってもらうのも大変と思うんですけども、たまに私も平日役所に来たときに、車がいっぱいとまっていて、とめれない、とめづらいとき多々あります。本当に用事がある方がとめているのなら全然問題ないんですけども、やはり関係ない車がずっととまっているという声をお聞きいたします。何か対策を考えていただきたいです。余り無理言う

のも何なんで、対策を考えていただきたいです。

あと1つ、ついでなんですけども、新庄庁舎の北側の駐車場なんですけども、環境保護のため前進で駐車をお願いしますと看板に書いてあるんですけども、まあまあ確率でみんなバックでとめてるんですよ。それも帰りに皆さん見てほしいんですけども、それももうちょっと看板を目立たせるとか、知らない方も多と思うので、こういうのも対策を考えていただきたいです。

次に、視点を変えまして、学校施設、学校職員の駐車場の使用状況についてお聞かせください。

藤井本議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

ただいまの議員のご質問の、学校等の職員駐車場の使用状況でございますが、市内小・中学校7校及び幼稚園5園につきましては、勤務するほとんどの職員が自家用車で通勤しております。また、駐車場の場所ですが、12施設のうち、新庄小学校と幼稚園、そして當麻小学校と幼稚園を除く5校3園につきましては、学校及び幼稚園敷地内に駐車しております。学校及び幼稚園敷地以外に駐車しておりますのは、新庄小学校と幼稚園が、市が借用した近隣の借地を職員の駐車場としております。また、當麻小学校と幼稚園につきましては、近隣する市の駐車場を使用しているところでございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 市の施設に駐車してるということですね。ありがとうございます。

それでは、小・中学校、幼稚園の職員の駐車料金について、現在の状況をお聞かせください。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 学校、幼稚園における職員の駐車料金についてでございますが、現在、市で採用している幼稚園の教職員からは、給料から毎月1,000円を天引きして支払っております。しかしながら、小学校、中学校に勤務する教職員については無料となっております。このことは、学校関係教職員は、園児、児童、生徒のいつ発生するかわからない突発的なけが、事故、病気など、緊急時の状態把握と子どもの不安を取り除くためにも、先生が自家用車を使って医療機関等に行くことがあることや、学校に公用車両がないこともありますので、現在まで教職員の駐車料金を徴収していなかった理由でもあります。

以上です。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 幼稚園も小学校も一緒やと思う。幼稚園の職員の方には1,000円払っていただいて、小・中学校の先生は無料ということですね。よくわからないんですけど、葛城市職員等が通勤に使用する自動車の駐車場所の使用許可等に関する要綱にも、市の職員と書いてありますけど、市の職員と県の職員の違いということですか。わかりました。

それでは、奈良県内小・中学校、他市ではどのような駐車料金の状態なのでしょうか。お聞かせください。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 他市の状況であります。県内の11市、教育委員会に調査いたしましたところ、駐車場が学校敷地内にあるというお答えがあったのが10市、それと、実態を把握していないとの回答が1市ございました。そのほかには、学校敷地内に駐車場がない、学校のことは学校に任せている、学校で借りている、個人契約している、市教育委員会はかかわっていないなどの回答もございました。このうち、料金徴収につきましては、2市が実施している状況にあります。また、葛城市と同じく、幼稚園の市職員のみ徴収している自治体が1市ございました。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 それでは、小・中学校の先生方は異動もあると思うんですけども、私、調べたところ、大和高田市では3,000円の駐車料金をいただいているらしいんですけども、葛城市では無料だったんですけど、異動して大和高田市に行けば、月3,000円を学校の先生は払わなければならないということなんですか。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 先ほど答弁いたしました県内11市の調査で、料金徴収をしている2市の中に、議員ご指摘の大和高田市が3,000円、もう一つの市は1,000円を徴収しているとのことでございました。このことから、学校の先生が人事異動された場合は、当然その自治体の駐車料金を払うこととなります。

以上です。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 なかなか摩訶不思議なことがあるんですけども、これ、先ほどもお聞きした、県の職員と市の職員の違いということなんですけども、県サイドの見解というのはどうなんでしょうか。通告に出してないですけど、たまには副市長にお聞きしたいと思います。もし、答弁できれば、お願いします。

藤井本議長 松山副市長。

松山副市長 ご指名でございますので、今、挙手いたしました、私、葛城市の副市長でございますので、私の立場で答弁するものではないと思います。

今のご質問でございますが、そもそも公有地の使用の許可の問題、通勤手当の問題、それから、駐車場として、その駐車場の借り上げ代を補助するかどうかの問題等、いろんな問題が混在をしております、議員が今、他市の状況をお聞きになっておりますけども、他市がこうであるから葛城市もこうしなければいけないと、そういったものでもないと思います。ただし、議員からこういったお問い合わせがあるということを受けて、実は、私の方も教育委員会には、まずは県の職員、これは県費負担の教職員でございまして、制度上はその任命権、それから給与、通勤手当の支給、それぞれ県の教育委員会の所管でございますので、県の教育委員会の方に対応については、これは教育委員会としてどうであるということをお聞き、確認をするようにという指示は出したんではございますが、それについては、きのうの時点では明確なご説明をいただけてないというふうに担当部局からは報告を受けておりました、申しわけありませんが、そういった状況でございまして、私の方から特にこの件につい

て、こういった見解であるということをお答えするという立場ではないと思っておりますので、以上でございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。

それでは、質問をもとに戻しまして、もし、葛城市の小・中学校の関係の教職員から駐車料金をいただくとしたら、どれぐらいの人数の方が対象になるかお聞かせください。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 現在、小学校、中学校勤務の職員数は、臨時の職員も合わせますと約290名おりますので、そのうち約250名は駐車料金徴収対象者になるものと思われま

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。

それでは、周辺の市町村でも教職員の駐車料金を徴収されている自治体があると答弁いただきました。現在、幼稚園の先生方は月1,000円払っていただいて、小・中学校の先生方は無料。私は、何が言いたいかというと、不公平だと思うんです。駅から遠い学校もござい

藤井本議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

先ほどから議員のご指摘の、同じところに勤めていて、同じところにとめていて、一方は払って、一方は払わないという現状につきましては、本当におかしいと思っております。私も、それは平等にせなあかんという考えでずっと来てたんですけれども、先ほどから部長の方も説明しておりますように、他郡市についても徴収しているところもあったり、徴収していないところもあったり。それから、先ほどのご質問の、県の話ですけれども、県立学校の方でもこれは徴収してないようでございます。そういうことで、給与決定者である県等の関係もありますので、私、今、議員がおっしゃっている不公平感、これは重々私も持っております。その解決策につきましては研究をさせていただきたい。県との調整とか法制上とかの問題を検討した上で結論の方を導いていきたいと思っておりますので、その検討期間をいただきたいと、これが現在の回答でございます。

以上でございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。同じ思いで前向きに検討していただけるというご答弁と信じて、お願い申し上げます。

先ほども私申し上げましたけど、ただ単に平等にさせていただきたいだけであって、幼稚園の先生が駐車料金を払っていて、小・中学校の先生は無料。今の時代から考えても、どう考えても何かおかしいなと私は思います。部長の答弁にもありましたけども、もし、仮に徴収していただいたら、250人ほどですか、対象になると。これ、結構な金額になると思うんです。それで市の子どもたちのために、市のためにいろんなことをしていただきたいと思いま

す。他市ではやっていないであろうですけども、葛城市が先駆けとなってやっていただくよう、よろしく願い申し上げて、1つ目の質問は終わらせていただきます。

それでは、次に、防犯カメラについてお聞かせ願います。近年、犯罪が起これば、犯人逮捕、犯罪抑止として活躍しているのが防犯カメラだと思われま。防犯カメラの設置が犯罪抑止の効果があると言われております。防犯カメラの設置により、犯罪率が低下したというデータが出ていると聞いております。防犯カメラで抑止できる犯罪は計画的なものであり、突発的な犯罪への抑止効果はないと言われておりますけども、私は、防犯カメラがあれば、少なくとも効果はあると考えております。そして、起きてしまった犯罪の解決につながる証拠を記録することができ、検挙につながるわけで、犯罪の抑止力になると思われま。

葛城市でも、大小ありますが、犯罪は起こっております。子どもたちの安全の確保のために必要不可欠だとも考えております。そこで、葛城市の防犯カメラについていろいろお聞かせ願います。まずは、葛城市での最近の犯罪状況をお聞かせ願います。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

市内の犯罪発生状況ということでございます。市内での警察が認知をしております刑法犯の件数でございますけども、平成28年が229件、平成29年が189件、平成30年が180件と減少傾向にはございます。また、痴漢の認知件数でございますけども、平成28年は2件、平成29年も2件、平成30年は4件という状況でございます。それから、つきまとい等の事案でございますが、平成28年は1件、平成29年が3件、平成30年が5件といった状況になっております。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 防犯カメラは痴漢とかつきまといとかに効果がありそうなんですけど、ちょっとふえてる状況です。わかりました。

それでは、葛城市内での防犯カメラの設置状況、あと設置箇所についてお聞かせください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

市内の設置状況ということでございます。本市では、平成24年と平成25年にカメラ本体を購入いたしまして、5カ所に設置をいたしております。それから、平成28年度、平成29年度、平成30年度にかけて、設置費用込みのリース契約によりまして50カ所を設置いたしております。それから、令和元年度、本年度ですけども、同じくリース契約で2台の設置を予定しておるところでございます。それから、設置場所ということでございますけども、今現在、公表をしておるものではございませんので、今、答弁は控えさせていただきますと思います。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。設置場所については公表されていないと。

それでは、近隣他市の設置状況、設置場所を公表してるかなど、わかったらお聞かせください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 近隣の状況でございます。本当に近隣の4市の状況を申し上げます。大和高田市は37台、香芝市は30台、御所市が5台、橿原市は、大和八木駅周辺等で29台という設置状況でございます。それから、設置場所の公表状況というところでございますけども、香芝市では、積極的な公表はしていないが、問い合わせがあれば回答するといった内容。それから、葛城市と同様、公表されていないのが大和高田市、御所市でございます。橿原市では、施設ごとに何台設置しているかということは公表されております。先ほど申し上げました大和八木駅周辺で29台設置しているというような、抽象的な公表というものでございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。中でも葛城市は、台数はかなり多くつけていただいているので、すごい感謝してんですけど、設置場所については、なぜ公表できないのか。簡単にでいいのでお聞かせください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 防犯カメラの設置場所を特定いたしますと、犯罪を犯す者がその場所を避けて犯罪を犯すといったことも想定されます。防犯カメラがどこにあるかのわからない、ただ、設置はこれだけの台数あるということになりますと、犯罪を犯す確率が低くなるのではないかと、ところから公表は差し控えているということでございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。先ほどの部長の答弁でしたら、平成24年から平成30年にかけて多数つけていただいていると思うんですけども、平成24年、平成25年のカメラといたら7年前ぐらいになるんですかね。性能とかかなり変わってくると思うんですけども、例えば、現在設置されてるカメラはこうで、そのときのカメラはこうでみたいな、性能についてお聞かせください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 まず、現在設置している防犯カメラの性能について申し上げたいと思います。そのカメラの解像度といいますか、画素数は130万画素から、直近のもので210万画素でございます。それから、カメラそのものは高解像度メガピクセルカメラというもので、撮影画角が90度で固定をしております。それから、録画機能につきましては、24時間録画で10日間程度が内蔵型のハードディスクへ記録できるといったものでございます。

それから、平成24年、平成25年に導入しております防犯カメラの性能ということでございますけども、まず画素数が38万画素というものでございます。それから、それ以外の機能につきましては、さほど変わりはありませんで、ただ、データの保存媒体が多少違うところと、カメラと記録媒体が別物ということでございます。平成28年から平成30年、令和元年度に設置しておりますのは、カメラと記録媒体が一体型のものというところで相違はございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。38万画素の方がかなり不安ですけども、もちろん夜もちゃんと映るものなんですよ。ありがとうございます。

それでは、例えば事件等ありまして、警察から防犯カメラの映像提出依頼があった際、データの取得方法、あと時間です。どれぐらいかかるものなのかお聞かせください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

データの取得方法でございますけども、平成24年、平成25年の古い機種と、今現在導入している機種とは多少違うんですが、最近の機種の方で申し上げます。現地の鍵つき収納キャビネットというものがございまして、そこに格納されたデジタルレコーダーにログインをすると。USBメモリーにデータを取り込むという形になってございます。現地のカメラに内蔵された無線LANというものがございまして、パソコンの中に専用ソフトをインストールして、それを接続すると、暗号化された無線LANによって接続してデータを取得するというような形になってございます。

最近のものですと、データ取得については、時間的にはどれぐらいかというところは今持ち合わせておりませんが、そんなに時間はかからないというふうには聞いております。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。緊急を要するケースが多いと思いますので、時間はできるだけ短縮するようと思ひまして、質問させていただきました。

先ほどリースと部長ご答弁いただきましたけども、1台どれぐらいなんでしょうか。お聞かせください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

リースで導入する際は、先ほども一部申し上げましたけども、設置工事費用込みでございます。それから、リース期間中の保守委託料も込みで発注をいたしますので、1度に導入する台数によりまして単価は前後するわけでございますけども、平成28年から平成30年にかけては、15台から20台導入した年度でございます。その際ですと1台当たり、リース期間5年総額で約50万円弱ということになってございます。直近、今年ですけども、2台のリース契約を予定しておりまして、そうなりますと割高になりまして約80万円程度の費用となっております。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。最近では、今リースの工事費と保守込みというお話やったんですけども、ネットをたたけば安いカメラも、性能いいカメラもいっぱいあると思うんですけども、もっと安いカメラ、工事費とかあって難しいと思うんですけど、費用を抑えられるカメラというのは、対象は今はないんですか。今使ってるものが最適だという考えですか。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 導入に際しての基準ということで承っております。その際、どういった形で基準を持ってるのかという問いだと感じております。一応屋外に設置するものでございますので、リース期間5年間屋外設置に耐え得る設備ということで、使用温度範囲を、最低温度がマイナス10度から最高温度プラス50度といたしまして、夜間、街灯等の明かりがある場所や暗い場

所でもある程度撮影可能な性能を有した機種ということで、最低照度がカラーで0.25ルクス以下、白黒で0.05ルクス以下を基準といたしております。それから、また、画像データが簡単に抜き取られないよう、暗号化された無線LAN対応であることを最低条件に導入いたしておるため、比較的高価な状況にはなっているのかなというふうには思っております。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。

話を変えまして、最近では台風とか災害がいろいろ起こったときに、例えば、河川の氾濫等を職員の皆さんは見にいていただいていると思うんですけど、結構危険やと思うんです。テレビとかでもオンラインでカメラがぐるぐる回りながら撮っているというカメラがあると思うんですけども、葛城市では、河川のカメラの状況はどうなんでしょう。お聞かせください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

河川の水位の監視カメラというものでございます。葛城市では所有をいたしておりません。実際に国土交通省ですとか、奈良県が設置しております、市内に設置されている箇所はございませんが、市内の上流、下流それぞれ直近にカメラを設置しておられまして、そのカメラの映像というのはインターネットで随時確認をさせていただいております。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。それでは、地域の方から、防犯カメラをここに付けてほしいとかいう要望があるときの方法というか、順序というか、手順というのをお聞かせください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 要望の手順ということでございます。例年といいますか、平成28年から平成30年にかけてまして設置をしたわけでございますけども、その際どういった手順になってたかということでございます。8月ごろに、通学路点検というものを実施いたしております、その後、PTAですとか各学校からの要望を出していただくということがまず1点。それから、毎年実施をさせていただいております大字要望といったものがございます。そういったもので要望を提出いただいて、次年度の予算編成に向け整理をして、予算化をするといった流れになってございます。

設置の基準といいますか、どういった場所に設置をするのかというところでございますけども、今申し上げました、PTA、学校等からの通学路等で危険な箇所、それから、大字要望でここに付けてほしいという要望の箇所、それから、警察から事故、犯罪による危険な箇所といったものを吸い上げまして、そういったことも含めて、真に危険な箇所、犯罪が発生している箇所等を、十分必要性を検討した後、予算化をしているという状況でございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。そしたら、最後に、一通り聞きましたので、市長にお聞かせ願います。先ほど部長の答弁にもございましたけども、防犯カメラ、近隣市に比べて葛城市はすごい力を入れていただいております。しかしながら、設置場所については公表されておられません。市民の方からも、どこについているのと聞くことが多々あるんです。

先ほど部長の答弁にもありましたけど、カメラがついてるところは犯罪者は避けると。逆に言うと、市民の皆さんはその場所は安全だと思うわけです。個人情報保護とかプライバシーの観点から、かなり難しいとは思いますが、全部公表しなくても、何台か重要などだけ公表して、あとはどこかについてますよという方が、僕は効率的だと思うんです。いろいろ理由があって現在のカメラを設置されてると思うんですけども、もっと安いカメラを数打って、そういうふうになんか少ないカメラを効果的に使うためにも、最大限に生かすためには、僕はそちらの方が効果的だと思うんですけども、市長の防犯カメラの今後の考え方、課題などあれば、お聞かせください。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 防犯カメラにつきましては、葛城市の場合は、ほかの市に比べて非常にこの3年間で設置台数を多うしておりますので、台数的には多いと思います。議員のご意見の中では、以前にも答弁しておるんですけども、やはり防犯カメラの設置場所そのものを特定するような情報を流すということは考えておりません。ただ、その周辺というような言葉の中で、果たして表現できるのかどうかというのは検討していく必要があるのかなと思います。

それと、防犯カメラのリース料は非常に高うございます。1台、5年間で最低50万円ついておりますので、今までに大体2,600万円ぐらいは投資してるという状況でございます。耐用年数としては10年ぐらいあるのかなと思ってるんですけども、5年間リースが終わりましたら、それ以降のリース料はかかりませんので、ただ、またつけかえ等が一定の機械がございます。安価な機械というお話でございますけども、防犯カメラにつきましても、やはり行政が使うものにつきましては一定の基準を設けておる次第でございます。やはり性能のいいものを、壊れにくいものの中での選定になっておると思いますので、これから時代とともに防犯カメラそのものの単価が安くなるということも可能性としては多いと思いますので、新たな設置に当たってはそういうようなものが選定できるように考えていきたいなと思っております。

それと、議員ご指摘いただいた中で一番気になったのは、設置基準の問題が非常に、従前からいいますと、一定の手法としては持ってたんですけども、どういう基準で設置するのかというのは、行政内部で明らかな基準を持つ必要があるのかなというのは、お話を聞いておりました感じた次第でございます。

以上でございます。

藤井本議長 杉本議員。

杉本議員 ありがとうございます。公表については、先ほど市長言われたように、全部公表ではなくて、ぼやっとさすのでもいいと思うんですけども、工夫をしていただいて、数少ないカメラを有効的に使っていただくようお願いいたします。最近では多くの事件で防犯カメラの解析映像が重要な手がかりとなっております。最近では、事件、事故が起こりますと、大体防犯カメラの映像が出て、かなり重要な存在だと私は思っております。殺人事件等、目撃情報から分析した犯人の服や所持品をもとに、防犯カメラから犯人を探し出して、逮捕につながることも多々あると聞いております。犯罪、事件に対して、今、我々にできることは、未然に

防ぐ努力だと私は考えております。

葛城市では大きな犯罪はほとんどありませんが、最近では、大都市以外でも予想できない事件、事故が起きており、防犯カメラによる抑止力も重要な犯罪防止になると考えております。通学路等にカメラを設置して、公表していただいて、におわせておいて、子どもたちは安心して学校に通学できると思います。しかしながら、防犯カメラ設置と設置後のメンテナンス、先ほど市長もおっしゃいましたが、多くの費用がかかり、設置が進まない状況もございます。また、プライバシーの観点から難しい問題ではありますが、子どもたちの安全・安心のため、さらに防犯カメラ設置を工夫していただき、犯罪のない葛城市を目指していただくようお願い申し上げます。私からの一般質問は終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

藤井本議長 杉本訓規君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 41 分

再 開 午後 1 時 30 分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6 番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6 番、谷原一安君。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問に立たせていただきます。

それに先立ちまして、先日の台風15号によりまして、入院中の方が、停電のため必要な治療を受けられず、あるいは熱中症でお亡くなりになるということがございました。心より哀悼の意を表するとともに、一日も早い復旧を祈念いたします。

さて、今回の一般質問でございますけれども、3つほどございます。1つは、新市建設計画事業の財政上の総括及び今後の財政見通しについてであります。葛城市は、この10月をもって合併して15年が経過いたします。新市建設計画事業を進めるために受けてきた財政上の優遇措置が、この15年で終わることになります。そこで、この15年間の財政状況を振り返り、今後の葛城市の財政見通しについて伺ってまいります。

2つ目は、入札契約制度の改革とコンプライアンスについてであります。これまで私は、公共事業等における不正問題を追求し、市民に与えられた損害を取り戻し、そして再発の防止のためにさまざまな提案を行ってまいりましたけれども、今回は行財政改革の観点から、この入札契約制度の改革について質問してまいりたいと考えております。

3つ目は、前回に引き続き、国民健康保険税について取り上げます。子ども均等割額について焦点を当てて質問してまいります。

これよりの発言は質問席にて行います。

藤井本議長 6 番、谷原一安君。

谷原議員 それでは、1つ目のテーマであります、新市建設計画事業の財政上の総括及び今後の財政見通しについて質問してまいります。最初にお伺いいたします。合併の目的は何だったので

しょうか。よろしくお願ひいたします。

藤井本議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま、谷原議員のご質問でございます。合併の目的ということでございますけれども、合併協議会において策定されました新市建設計画の冒頭に合併の必要性が記載されているところでございます。1つ目は、少子高齢化と住民ニーズの高度化、多様化時代への対応ということで、全国的に少子高齢化が進み、税負担者の減少と税消費者の増加が進む半面、保険、医療、福祉などの分野でこれまでにない多様な住民ニーズが発生してくることが予想され、それに対応する体制整備が必要であるとされているところでございます。

次に、2つ目は、財政基盤の強化、効率化の必要性として、国や県、市町村の財政状況は極めて厳しい状況に置かれており、これからは国や県への依存を減らしつつ、あらゆる局面で行財政改革に取り組み、財政基盤の強化を図るとともに、効率的な財政運営に努める必要があるとされております。

次に、3つ目は、地方分権の加速と自治能力向上の必要性といたしまして、地方分権による市町村への権限移譲が進み、市町村事務が拡大すると同時に、その責任も重くなるとともに、社会システムの変化により、これまでに経験したことのない行政対応に迫られることが予想され、市町村の適切、的確な判断と対応が求められることになるため、組織体制の整備や再編成を行い、専門的な知識を持つ職員の育成、配置などに取り組み、市町村の自治能力を高めていく必要があるとされております。この3つの必要性が新庄町と當麻町の合併の大きな目的であるとされているところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。新市建設計画の中に3つの目標が掲げているということであります。その中の1つが、財政基盤の強化と効率化ということがわかりました。

さて、合併による新市建設に当たりましては、葛城市は、新市建設計画事業を策定し、学校施設の耐震化、新クリーンセンターの建設、そして、地域活性化事業としての道の駅建設事業などを進めてまいりました。当初の事業総額は約200億円でありましたけれども、平成26年には18億円上積みして、総額218億円に変更しております。葛城市のホームページにも、それら新市建設計画事業の一覧表などは公表されておりますけれども、そこでお伺いしたいんですけれども、15年経過した現在におきまして、新市建設計画事業の総額及び合併特例債と普通債の総額はどのようになっているか。また、続きまして、最も大きな建設事業でありました新クリーンセンター建設事業、続いて大きな事業でありました道の駅の事業、それぞれ内訳、総額及び合併特例債、それから普通債の総額を教えてください。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問でございます。新市建設計画における総事業費等でございますけれども、平成16年10月に當麻町と新庄町の両町が合併して葛城市となってから、本年度15年を迎えるところでございます。当初の新市建設計画では、平成17年度から平成26年度までの10年

間の計画でございましたが、延長されまして、令和元年度、本年度までの計画となっておりますのでございます。したがって、一部事業につきまして本年度も継続中であるものがございますので、平成30年度末時点の総事業費をお答えさせていただきたいと思っております。平成30年度末現在の総事業費は約220億700万円となっております。また、合併特例債の総額につきましては98億8,450万円、通常債の総額といたしましては11億7,200万円となっておりますのでございます。

次に、新クリーンセンター建設事業の総額でございますが、これにつきましては70億7,691万7,000円でございます。これに対する合併特例債の総額は43億4,050万円となっております。新クリーンセンターに対する通常債はございません。

次に、道の駅かつらぎ建設事業に係る総額でございますが、これにつきましては29億3,572万3,000円でございます。これに係る合併特例債の総額は12億7,130万円となっております。通常債につきましては9,840万円ということになってございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。事業総額が約220億円、合併特例債の総額は約98億8,000万円、通常債が11億円ということですから、事業総額の約半額が起債ということになります。また、新クリーンセンターの建設費が、総事業費の約3分の1、70億7,000万円充てた合併特例債が43億4,000万円ということで、合併特例債の44%が新クリーンセンターの建設事業に充てられたわけになります。合併特例債は、起債した30%を償還すればいいということですから、大変有利な債務ではありますけれども、普通地方債も借りてるわけですから、その償還も考えると30億円以上の負債となります。今後これらの債務を返していく費用、すなわち公債費の支出が毎年増加することが予想されます。

他方、葛城市の収入面であります。葛城市の収入源として地方税と並ぶ収入額となっているのが地方交付税、主に普通交付税でありますけれども、合併から15年間は優遇措置がありました。その優遇措置が終わり、普通交付税が減額されることになるわけになります。つまり、確実な収入が減ることになります。そこで、お伺いしたいと思います。合併15年で普通交付税の優遇措置がなくなりますけれども、その財政的影響についてお伺いいたします。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの谷原議員の質問でございます。普通交付税一本算定の影響ということかと思っております。普通交付税についてでございますけれども、皆様ご存じのとおり、旧新庄町と旧當麻町との合併翌年度の平成17年度から平成26年度までの10年間は、旧町が存続していると仮定した中で算出する普通交付税の合算額をもって交付されてきたところでございます。その後5年間の期間で激変緩和措置期間といったものが設けられております。それは、葛城市として算定する交付税への段階的に提言するといった形のものでございます。合併算定がえにより算出された普通交付税の交付基準額と、一本算定により算出された普通交付税の交付基準額の差額を基準とし、平成27年度を初年度に差額の1割減、平成28年度は3割減、平成29年度

は5割減、平成30年度は7割減、平成31年度、本年度、令和元年度でございますけども、9割減と、徐々に普通交付税額が縮減され、令和2年度には純粹に葛城市として一本で普通交付税が算定されるというものでございます。

普通交付税の算定におきまして縮減となった経年的な額を申し上げます。平成27年度が4,768万1,000円、平成28年度が9,567万3,000円、平成29年度が1億4,054万円、平成30年度が1億7,038万2,000円、令和元年度が2億3,027万1,000円となったところでございます。ご存じのように、地方交付税とは、地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図り、全国どこの地方公共団体においても一律のサービスが受けられるように、国税の一部を財源として、国が一定基準により地方公共団体に対して交付するものでございます。普通交付税は、基準財政収入額と基準財政需要額の差額、いわゆるその収支の財源不足分が交付されているものでございます。

経年的に縮減額はふえておるわけでございますけども、それ以上に基準財政需要額が増加をしてきておりまして、激変緩和期間が始まりました平成27年度から平成30年度にかけては、約35億円から36億円の普通交付税が交付をされておりまして、激変緩和期間ではございますが、大きな減額影響は出ていないといった状況でございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 ただいま、地方交付税の優遇措置について、10年間優遇措置を受けて、5年間で段階的に縮減してきたというお話でありました。幾ら減ったかということを見ますと、つまり、100%いただいたときとゼロのときと、一本算定になったときの差が2億円以上あると。これは、だから、毎年これから2億円以上、これまでも縮減してたからあれなんです、ピークに比べたら2億円減額になってると。後半のところであります。私も地方交付税が段階的に減っていくから減るのかなと思ったら、むしろこの5年間ふえてるんです。先ほどお話があったように、実は、これは、基準財政需要額がふえておりまして、その一方で、基準財政収入額がそれほど伸びてない。したがって、その差額分が地方交付税として増額になってるといふことありますから、裏を返せば、財政の硬直化が進んでるといふことになろうかと私は思います。今後、確実にその点の影響が出てくるわけありますから、そこで、合併して15年間の財政状況の移り変わり、そして、今後の財政見通しを、財政のゆとりを示す経常収支比率に焦点を当てて、これから議論してまいりたいと思います。

経常収支比率とは、市財政において毎年決まって入ってくる、葛城市が自由に使える収入を、決まって出ていく経常的経費にどれだけ充てているかを示す指標であります。自由に使える収入が決まって出ていくことがある、そういう経費です。支出よりも多ければ、当然ゆとりが生まれます。しかし、反対に、自由に使えるお金で必ず出ていく支出を100%充てなければならぬとなれば、全く新しい事業はできないということになってしまいます。これが財政の硬直化であります。

では、葛城市の経常収支比率は、合併してからこの15年間どうだったかということを見てまいりたいと思います。パネルを使わせていただきます。理事者と議員の皆様には、お手元に同じものを資料としてお配りしておりますので、ごらんください。では、少し説明してま

います。このグラフは、全国の地方自治体が総務省に毎年提出しております決算カードに基づいて、葛城市の経常収支比率の推移を平成16年度の合併時から、実際には黒い矢印がついている平成17年度から、先ほどありましたように、地方交付税の優遇措置ということなのですが、平成29年度までの経常収支比率をグラフにあらわしております。一番上の折れ線グラフが、臨時財政対策債を母数に入れない経常収支比率であります。棒グラフは、臨時財政対策債を除いた経常収支比率を示しております。一般にはこちらの方を経常収支比率と言っておりますけれども、棒グラフのそれぞれの色分けは、下から人件費というふうに性質別支出の経常収支比率をあらわしてございます。その合計が棒グラフの一番上の数値でありまして、経常収支比率の数値を示してるところです。

さて、黒の矢印のところは、先ほど申しましたように、合併翌年の平成17年度であります。その年の経常収支比率は90.9%、約9%の財政の余裕があったということでありまして。棒グラフの頂点の数値であります。次第に経常収支比率が下がって、つまり棒グラフがだんだん年を経るにつれて低くなっているのがおわかりだと思いますけれども、オレンジの矢印のところ、これが合併して7年後の平成23年度でありますけれども、82.2%まで経常収支比率は下がっております。つまり、合併して経常収支比率は下がり、財政のゆとりが出てきたことを示しているわけでありまして。この要因は、2つの旧町の過去の負債の償還を進めて、負債の償還金である公債費が年々減っていったこと、そして人件費の経常収支比率が大きく改善したことにあります。

黒の三角印と星印、及びオレンジの三角印と星印の数値を比較してみてください。人件費は6%、公債費は7%も改善しているわけでありまして。人件費を大きく減らしてきたと、公債費も大きく減らしてきたということでありまして。合併の目的であった財政基盤の強化が実現したかに見えます。ところが、平成23年度をボトムとして経常収支比率が上がり始めて、水色の矢印が示すように、平成28年度では96.8%となりました。合併当時より5.9%経常収支比率は悪化して、財政の硬直化が進んでおります。その要因は、物件費と補助費等の歳出が増加していることが大きな要因となっております。また、扶助費や公債費、繰出金も2%ばかり上昇しております。しかし、青の星印の人件費の数値は、ボトムからほとんど変わっておりません。このことは、人件費を切り下げることが葛城市としては限界に来ているということを示していると思います。

合併特例債の償還のピークをこれから迎えることとなりますので、公債費の経常収支比率が今後上がっていくと思われまして。したがって、このまま推移すると経常収支比率が悪化して、新しい事業に取り組むことができなくなる事態が近々に予想されているところであります。

さて、昨年度9月定例会で示された平成29年度経常収支比率は、それまで上昇傾向にあったものを1.2%改善させました。私は、昨年、阿古市政の努力としてその改善を評価いたしました。ところが、今定例会初日に監査報告の中で示された平成30年度の経常収支比率は、何と98.9%と悪化しております。100%近くになってきているわけでありまして。この数値は、合併以来最も悪い数値となっておりますが、平成24年度以降の上昇傾向に歯どめがかかって

いないことを示しているものであります。

そこでお伺いします。平成30年度の経常収支比率が昨年度よりも大きく下がった要因は何なのでしょう。お伺いします。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成29年度の経常収支と平成30年度の経常収支の増減要因ということでございます。経常収支比率だけで市町村の財政が判断できるかという問題点はございますけれども、今、経常収支をクローズアップされておりますので、その比率の平成29年度と平成30年度の比較をさせていただきます。3.3%上昇をしておるということでございます。ご存じのように、経常収支比率とは、先ほど説明をいただいたように、経常的に収入される財源のうち、毎年経常的に支出される経費に充当された額が占める割合というものでございます。一般的には、この比率が上昇すればするほど財政構造の硬直化が進んでいると言われる指標でございます。

では、3.3%上がった理由を、歳入面、歳出面において簡単にご説明をさせていただきます。まず、歳入面でございますけれども、経常一般財源が前年度に比べまして1,657万3,000円の減ということで、経常収支比率の前年度に対する影響割合というのが0.2%の減要因というものでございます。こちらは、市税、普通交付税、もろもろの交付金等が該当するものでございます。

続きまして、歳出面における主な要因といたしまして、先ほど議員ご指摘の、借金の返済に当たる公債費が6,090万4,000円の増額となっております、経常収支比率に及ぼす影響割合といたしましては0.67%の増加要因でございます。

それから、特別会計等への繰出金でございますけれども、2億3,836万9,000円が増額になってございます。こちらの経常収支比率に及ぼす影響割合は2.6%の増ということで、この繰出金の増が大きな増要因ではないかというふうに分析をしております。

なお、特別会計への繰出金の中で特に影響が大きく出ておるのが下水道事業特別会計への繰出金というものでございまして、こちらは、国からその基準繰入額の算定において全国統一の基準が示され、平成30年度の算定から経常経費としての繰出金が増加したことによりまして、約1億5,900万円、1.76%の増加要因となっておりますのでございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 増加要因として新たにいろんな経費を算入する、これが変わったということが大きな要因だということでもありますけれども、それを差し引きましても、非常に経常収支比率が高い状態にあるということは変わらないわけでありまして。そこで、今後の葛城市の財政見通しについて、これもさまざま財政指標がございしますが、経常収支比率の動向を中心にお伺いできたらと思いますので、よろしくお伺いします。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 今後の財政見通しということでございます。まず、新市建設計画に基づきます事業がほぼ収束を迎えた中で、平成30年度末の地方債残高が約204億1,000万円となる見込みでございます。新市建設計画事業に伴う合併特例債ですとか、防災行政無線のデジタル化に伴う緊

急防災・減災事業債、こういったものの起債をいたしまして、その起債発行のピークが平成28年度でございました。

本市における起債発行の基本的な考え方といたしまして、交付税算入率の高い起債を充当するといったものがもともとの基本方針でございます。そのような方針で発行してまいりましたので、平成30年度末地方債残高のうち、その償還額において後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されるもの、いろいろな算入率がございますけども、100%算入が見込める残高といたしまして約76億3,000万円、それから、地方債残高に占める割合は約37%が100%算入のものでございます。それから、合併特例債ですとか緊急防災・減災事業債等、約7割相当の算入が見込める残高といたしましては約105億5,600万円、割合にいたしまして52%となっている状況でございます。借入額は増加いたしておりますし、後年度の償還も上がっていくわけでございますけども、平成30年度末地方債残高の約89%が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入される起債というものでございます。

議員ご指摘の、経常収支の関係でございますけども、今後の推移、見込みといたしましては、歳入の根幹となります市税、それから地方交付税の伸びが見込みにくい中で、新市建設計画事業に係る起債の償還が数年後にはピークを迎えるということから、公債費の増額が予測をされております。

経常収支比率につきましては、上昇することは推測されるところでございます。償還のピークが過ぎれば改善の兆しも見込まれるかと予想をしておるところでございますけども、それ以外の扶助費等の伸びが十分、当然ながら見込まれるという状況の中で、楽観視はできないというふうには考えているところでございます。

こういった状況の中、経常経費の更なる削減、合理化だけでなく、事業そのものの必要性について再度検証をすると。真に必要なものに集中的に投資するための枠組みをつくっていく必要があると考えておるところでございます。

また、財政調整基金の方でございますけども、平成29年度末基金残高は約22億3,000万円、平成30年度当初予算で基金繰り入れを8億8,700万円計上いたしておりましたけれども、決算では9,000万円の繰り入れで決算を迎えておまして、平成30年度末の財政調整基金残高といたしましては21億4,000万円となったところでございます。

基金面での今後の見通しにつきましては、非常に難しいところで見通しがつきにくいというものでございます。元来、財政調整基金とは、財政の年度間調整を図るための基金ということでございますので、自然災害等、昨今の状況を鑑みますと、いつなるとき必要となるかわからない状況もございます。できるだけ基金を取り崩すことなく、現状の額を維持していければと考えているところでございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。私も、財政健全化の指標について、監査委員の方から本会議の冒頭で説明がありました。債務の残高等、その偏財等についても余り大きくは心配してないんですけれども、毎年の歳入歳出、ここで財政の硬直化が進んでいるということでもありますから、この点についての改善が必要なのかなと思っております。

今ご答弁がありましたけれども、収入となる市税や地方交付税の伸びが見込めない中で、新市建設計画事業で起債した債務の償還が数年後にピークを迎えることから、公債費の増額を予想されたり、あるいは扶助費の伸びも予想されることから、経常収支比率の上昇が推測されるということでありました、問題は、こうしたことにどう対応するかということでありまして、今回は支出をどう抑えるかということについて話を進めていきたいと思っております。支出を抑える方法は、私は3つあると考えております。1つは、先ほどおっしゃいましたけれども、公共サービス、不必要なものを削減していくということでありまして。複数ある施設を1つにするとか、さまざまな給付を切り下げると。これは、市民にある意味では痛みを伴う、そうした方法であります。2つ目の方法は、よく言われますが、人件費を下げる。議員の報酬とか定員を減らすとか、職員の給与を抑えるという人件費のことでありましてけれども、これも、職員の人件費についてはもう既に大きく切り込んでおり、葛城市の行政を見ますと、専門的業務への対応がなかなか難しくなっている、人員の不足があるのではないかというふうに私は思います。

この間よく言われるこの2つの方法についてでありますけれども、私は、これは非常に難しくなっていると。したがって、私は第3の方法があると考えております。その第3の方法とは何かと申しますと、民間業者に作業の委託をしたり、建設工事を請け負わせたり、あるいは備品などの購入をしたりするために行っている民間業者との入札契約の透明性、競争性を確保することで入札契約制度の改革を推進する。そうすることで契約金額を下げるができる。すなわち、行財政改革の一環として入札契約制度の改革に取り組むという方法であります。

そこで、次のテーマに移ってまいります。まず最初に、葛城市の入札や見積もり合わせ等によって契約することで、財政支出する建設工事などの工事費、請負費、あるいは作業や設計などの委託料、そして備品購入費など、入札契約に係る費目の決算総額は、平成30年度決算ではどのくらいになるかお伺いいたします。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

平成30年度の決算額で、議員ご指摘の委託料でございます。まず、施設設備の保守点検ですとか測量設計等のさまざまな委託がございます。それらを全部含めまして、13節委託料の決算額総額でございますけれども約15億4,000万円。それから、15節工事請負費で約14億8,000万円。それから、18節備品購入費では約6,500万円という数字が決算で上がっておるところでございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 合計でおよそ30億8,500万円であるということがわかりました。

さて、葛城市では、ホームページに工事請負費や委託料などの一般競争入札及び指名競争入札の入札結果を公表いたしております。入札予定価格に対する落札価格の比率、すなわち落札率を計算してみますと、落札率95%という委託契約もありますし、99%を超える入札契約もございます。一般に落札率が95%以上の場合は、談合の疑いが強いと言われております。

先ほど伺いましたけれども、葛城市が入札や見積もり合わせなどの契約で財政支出する総額は約30億円余りであります。そこで、この落札率、あるいは見積もり合わせでの経費節減努力でこの契約金額を下げると、大きく財政支出を節約することができるのではないのでしょうか。こうした観点から、私は、一例として、葛城市が新市建設計画事業の中で取り組みました新クリーンセンターの事例を例にとりて検討してみたいと思います。この問題は過去の問題ではなく、運転管理維持業務委託など今後の入札にかかわる問題でもありますので、この点について少し詳しく取り上げてまいりたいと考えます。

そこで、お伺いいたします。新市建設計画事業費の約3分の1を占める事業となりました葛城市新クリーンセンター建設整備工事の発注におきまして、平成25年2月に、葛城市は株式会社川崎技研と税込み金額45億円余りの巨額の随意契約を結ぶ事態となりました。45億円の事業を1社と随意契約を結ぶというのは異例なことでもあります。これは、どのような経過があったのかお伺いしたいと思います。

藤井本議長 市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市クリーンセンター建設整備工事が随意契約に至った経緯について、平成25年2月14日開会の葛城市議会第1回臨時会での説明に基づきご説明申し上げます。この工事の業者選定については、総合評価落札方式、一般競争入札として、平成24年7月10日に第1回目の入札公告を行い、同月30日に入札参加申請を締め切りました。入札参加者が1者であったため、翌日に入札を中止しました。この時点では、葛城市において清掃施設建設工事を施工できる会社で、経営事項審査点が1,000点以上の会社は20者ありました。しかしながら、1者しか参加申し込みがないことから、ほか19者に不参加理由について電話での聞き取りを実施しています。その結果を2回目の入札公告に反映できるよう、要件を緩和しました。要件緩和の内容は、1日50トン、1炉を、1日25トン、2炉に、及び管理技術者の条件を変更しています。これに基づき、8月20日に第2回目の入札公告を実施、9月6日に入札参加締め切りを行いました。第2回目も参加申し込みが1者であったため、翌日に入札を中止しております。第3回目の入札公告を9月27日に、入札参加要件を更に緩和して行いました。緩和内容は、総合評価値1,000点を900点に下げることにより、対象業者が20者から11者ふえ、31者に拡大するものでした。10月16日に入札参加申請を締め切りましたが、3回目も参加者が1者しかありませんでしたので、同日入札を中止しております。

そのことを葛城市議会新クリーンセンター建設事業特別委員会協議会にご報告申し上げ、3回全てに参加申請のあった業者に技術提案を求めることで了承をいただき、11月22日に技術提案図書の提出を求め、技術提案審査委員会を設置して協議を行い、その結果、新クリーンセンター建設に十分対応できる技術力のある業者であると判断、12月14日の同特別委員会で報告させていただきました。

本件につきましては、地方自治法第234条第2項の規定により、随意契約によることができる場合として掲げた地方自治法施行令第167条の2、第1項第8号の、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときを随意契約の該当条文としてお

ります。

なお、1者で入札を実行しなかったのかという質問に対して、全国官報販売協同組合発行の官公庁契約精義の中で、一者入札の効力について、一般競争入札の場合、無効説と有効説があり、無効説では、一般競争入札における入札者がただ一者では競争性を欠くことから無効であるとする。そういうことで、1者で入札を実行しなかったというものでございます。

以上が随意契約に至った経緯でございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 つまり、3回入札において、3回とも1者しか応募がなかったと。結果、入札が成立せず、川崎技研1社と随意契約を結んだということであります。しかしながら、国土交通省は、平成17年8月に、談合の再発防止策として、こうした入札不調による随意契約、いわゆる不落随契を原則禁止しております。さらに重要なことは、その翌年の平成18年7月に、環境省が廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引についてということで、手引書を交付して、クリーンセンター建設事業を計画する地方自治体に手を差し伸べております。この手引の狙いと位置づけについて、環境省はその手引の中で次のように述べております。市町村などの廃棄物処理施設建設工事の入札契約を巡っては、プラントメーカーによる談合問題が注目され、それに関連してコンサルタントとメーカーの不透明な関係やプラントメーカーの見積もりを用いた市町村の予定価格作成を想定した見積もり価格つり上げの構造など、さまざまな課題が指摘されている。このような状況を踏まえ、発注者である市町村などの取り組みを支援する一環として、市町村等が廃棄物処理施設建設工事に係る入札契約の方法の改善や見直しを行う際に活用できるものとして、地方自治法に基づき、廃棄物処理施設建設工事に係る入札契約手続を行うに当たって、競争性を高めるためにどのような改善、工夫があるのか、どのようなことに留意すべきか等を提示するもので、国の市町村に対する技術助言として位置づけておるといふふうに手引書を発行しております。この手引書は、本当に微に入り細に入り、競争性、透明性のある入札を行うための指針を示しているわけでありますけれども、葛城市は、新クリーンセンター建設計画において、こうした環境省の手引、あるいは環境省の支援を求めたのでありましようか。

藤井本議長 市民生活部長。

前村市民生活部長 当時の資料等を調査いたしましたところ、議員お示しの手引を踏まえ検討し、「一般的には設計と施工の分離発注は、競争性の向上に資するものであり、望ましいと考えられてきた。しかし、廃棄物処理施設を構成する技術は、化学機械、電気、機械工学等を総合化した通常高度な技術であるため、廃棄物処理施設建設の設計、施工の両方の要素、技術を総合化できる技術力を有している施工側であるプラントメーカーが請け負う方が理にかなっている。プラントメーカーの総合エンジニアリング力等の技術力を設計段階から活用できる」等の解説を引用し、設計施工一括発注、性能発注方式を採用しております。

以上です。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 今お伺いしましたが、十分な活用ができてないというふうには私はお伺いしました。

と申しますのは、これは、葛城市とほぼ同じ時期に松阪市が新クリーンセンター建設事業に取り組んでおります。松阪市は、平成13年に市長のリーダーシップで、談合の一掃と入札の改革を宣言した町であります。松阪市は、建設事業に取り組むに当たって、市民や学識経験者を入れた検討委員会をつくるだけではなくて、環境省の手引が指摘していますように、入札の専門家及びごみ処理工学に詳しい専門家4名で建設専門委員会を設けて、こうした技術的な評価も含めて、要は、プラントメーカーのあり方についても詳しく技術的な評価ができる、そうした専門委員会を立ち上げて、競争的な入札が可能な入札を工夫して、実行しております。その結果、落札率は57.4%であります。葛城市の場合は、先ほど申し上げましたが、随意契約で93%の落札率となってるわけです。その差は何と30%に及ぶわけです。これは非常に大きな事業ですから、30%の落札率の違いというのは10億円単位の節約になるわけがあります。このように入札制度の改革に取り組んできた先進自治体では、入札において競争性、透明性が確保できるようにさまざまな工夫をして、事業費を削減することに大きく成功しているわけがあります。

さらに申し上げますけれども、今、国の方におきましても、平成12年に入札契約適正化法が施行されまして、翌平成18年に公共事業の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針が閣議決定されました。その後も平成19年には、第三者機関である入札監視委員会の設置を地方自治体が進めていくための運営マニュアルを公表いたしました。引き続き平成22年には、同じく入札契約適正化法を改正し、指針も改定して閣議決定しております。その中で重要なのは、地方自治体の長に、入札及び契約の過程、契約内容について、学識経験者による第三者の意見を適正に反映するための第三者機関、入札監視委員会を設置することなど、入札契約制度改革の具体的事項を示して、その実施を求めているところでございます。

そこでお伺いします。政府の入札契約適正化の方針が示す第三者機関である入札監視委員会を、葛城市は設置されていますでしょうか。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

葛城市におきまして、入札監視委員会なるものは設置をいたしておらないところでございます。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市では設置してないということであります。では、奈良県下12市の状況はどうなっているかということでもあります。国土交通省は、入札契約適正化法に基づく制度改革事項の実施の進捗状況を、国の機関及び全国の全ての地方自治体を調査して、その結果を公表しております。直近では、平成31年1月22日に、平成30年度における公共工事発注者における入札契約の適正化の取り組み状況と題して調査結果を報道発表し、ホームページに掲載しております。その調査結果を見ますと、奈良県下12市で第三者機関である入札監視委員会を設置している市は5市ございます。この調査結果資料では、平成29年度の競争入札の平均落札率についても一覧表に掲載しており、大変興味深い数値が出ております。入札監視委員会が設置され、入札契約適正化法とその施行令に示された事項全てを実施している奈良市の平均落札

率は79%であります。同じく、生駒市は82.2%であります。ちなみに、第三者機関である入札監視委員会を設置していない、また実施すべき事項の未実施事項があると指摘されている葛城市の平均落札率は89.5%であります。奈良市とは10%近い差が出ているわけであります。

先ほど私が質問いたしましたけれども、葛城市の入札契約を必要とする葛城市の事業総額は約30億円でありますけれども、10%を節約すれば、落札率を下げれば3億円浮くと、単純にはいきませんが、こうしたところが節減できるというわけであります。これは、行財政改革の一環としての入札契約制度改革ということになるわけであります。今こそ葛城市は国の指針に基づき、先進自治体の経験に学んで、入札契約制度改革に取り組むべきではないでしょうか。

さきに葛城市の財政見通しを伺っても、大変これから厳しくなっております。何としても入札制度改革による行財政改革に早急に取り組むべきだと考えますけれども、市長のご見解をお伺いしたいと思います。まずは行財政改革の一環として、談合を一掃し、透明性、競争性、公平性、公正性を確保する入札契約制度改革に取り組むべきだと私は考えますが、市長のお考えをお聞かせください。また、国が求めている、これは、国が全国に調査もし、公表もしている、そうしたものであります。地方自治体に取り組むべき課題として国が求めているものであります、第三者機関である入札監視委員会の設置について市長のお考えを伺います。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。入札に関しましては、非常に多方面から検証しないといけない事象やと思っております。まず、私の公約の部分からいきますと、ある種、企業とのつながりを断ち切る作業をしたわけでございます。当然、入札に関しましてはそのような手続を踏んだわけでございます。ただ、その中で、入札の請負金額が、パーセンテージが成果出てるのかというご指摘やと思っております。これ、かなり難しい作業です。当然ながら、競争原理を働かせるわけなんですけれども、それが結果的にそれにつながるかどうかというのは微妙な問題でして、議員ご指摘の、松阪市の例を出されました。あれはかなり特殊な事例やと思っております。事業によりましては、非常に専門性という名前のもとに、関連されるようなコンサルと入札業者と事業者との癒着とは言いませんけれども、関連がされるような場合には、非常に成果を上げやすいやり方かなという思いがしております。

では、通常の入札でそこまでいかないような、日々の事業の入札において、そのような過程をとることができるのかどうかというと、非常に難しい場面がございます。今現在、実は、システム的にはよく似てるんです。今の持っている、入札するに当たって選定業者等を考察するシステム自身は似てるんですけれども、外部の人間を入れていないということが1つ大きく違うのかなという思いがいたしますし、ただ、日々の入札業務の中で、全ての入札についてそのような過程をとるということは、技術的に難しいという思いがあります。これからの入札において、特に金額の大きい入札については、議員ご指摘のそのようなシステムを活用する可能性というのは否定できないと思います。今後検討課題としていただきたいという思いでございます。

議員、非常に考えていただいております、財政が硬直化しているというのは事実でございます。今の現状からいいますと、この傾向というのはここ数年とまらないであろうという認識を持っております。では、それをどの部門で圧縮をかけるのかというのは、非常に難しゅうございます。できましたら、私は現状のサービスは維持したいという思いが非常に強うございますので、それを維持した中で何を削れるのかという議論はこれからしていかないといけないのかなという思いでございます。議員のご指摘、非常に重く受けとめて考えていきたいと思っております。

藤井本議長 谷原議員。

谷原議員 私は、公共工事において、葛城市において不正があったということで、さまざま市民の方からいろんなご批判があつて、それが前回の市長選挙の大きな争点になったと思っております。その上で阿古市長が当選された上で、さまざまに不正を追求され、うみも出してこられたわけでありまして。入札についても幾つかの点でいろいろと改善されてきたことを私は承知しておりますけれども、しかし、入札契約の問題は、実に多岐にわたる、いろいろなことを改善していかなければいけない問題であります。例えば、請負工事の見積もり、予定価格を決めるにしても、そうしたことについての知識が職員に要りますし、例えば、高度な建設作業であれば、当然委託に出すと、コンサルに出すと。そのことをちゃんと評価するかどうかということの問題も出てまいります。したがって、国が専門委員を入れた第三者機関を立ち上げというのは、そうした職員が十分できないところを第三者機関がしっかりと、入札の見積もり、予定価格の形成についても判断するということから、こうした第三者機関の設置を求めているわけでありまして。

さらには、入札方法、あるいは最低制限価格の問題、あるいは行われた工事の検査、評価、それを次の入札にどう生かすか、そうした問題まで極めて多くの問題を入札契約というのは含んでおります。それを総合的にやらなければ、先ほど言いました、落札率を引き下げていく、そうしたことはできないわけでありまして、そのために国がこうした指針まで設けてやって、地方自治に求めているところであります。

ちなみに、生駒市につきましては、全て入札の改革について、平成16年ごろから始めていると思っておりますが、毎年の改革点、今日まで55点ほど全部ホームページに掲載しております。松阪市などについても、こうした入札改革については全てホームページで掲載して、まさに改革に取り組む姿勢を示しておるわけでありまして。

私は、阿古市長がいろいろとご努力されてることはわかりますけれども、市民に対してしっかりと入札契約改革をやっているということを示していく、そのために、言ってみれば司令塔でありますけれども、第三者機関としてある入札監視委員会の設置というのは象徴的なものでありますから、既に奈良県下では5市取り組んでおります。ぜひ、このことについてご検討願いますようお願い申し上げます。

以上で私、次にもう一つ、質問を用意しておつたんですけれども、時間がまいりましたので、入札問題についての見解について少しつけ加えまして、一般質問を終わりたいと思っております。

実は、この入札契約改革につきましては、最も先進的なところは横須賀市であります。横須賀市は、ご存じのとおり、小泉元総理大臣のお膝元であります。なぜ、そこでこういう入札契約改革が始まったかと申しますと、東西対立が終わり、ベルリンの壁が壊れて、グローバリズムという形で市場経済が世界中に広がりました。その中で、日本に対しても不透明な慣行を打ち破って、国内市場を開放しなさいという圧力が強くなってまいりました。いわゆる非関税障壁を取っ払えということで、こうした公共サービスにおきましても、外から市場参入できるような競争性のある市場にしなさいという、そうしたことが、言ってみれば、日本政府に求められたわけです。

WTO、FTA、日米構造協議、したがって、談合の一掃というのは、要は、昭和の時代と違って、現在では国自身が国際公約として取り組もうとしている時代の流れなわけがあります。したがって、私は、葛城市におきまして大きな不正事件が起きたわけですから、まさに葛城市がこの事業に対して、私は、真剣に取り組むべきだろうと思っております。ただし、日本共産党は、こうしたグローバリゼーションについて国内のさまざまな規制や慣行をそのまま国民生活を守っているものを解体するということには反対しております。水道法、出資法、あるいは森林法、こうした問題につきましては、海外の民間企業のために競争性のある市場にするために公共サービスを提供するというのは反対ではありませんけれども、こと談合問題については、これは犯罪行為でありますから、そのことをよく考えていただきまして、ぜひ、時代の流れであります入札の競争性、透明性、公平性、公正性が実現できるように取り組んでいただきますよう求めまして、私の発言を終わりたいと思います。ありがとうございました。

藤井本議長 谷原一安君の発言を終結いたします。

最後に、4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 皆様、こんにちは。奥本佳史でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。9月議会の最終バッターになりますので、もうしばらくの間、おつき合いたいと思います。

私の質問は、今回は3点ございます。1つ、火災発生時の対応について、2番目、プログラミング教育開始に向けた対応について、3番目、国の制度改正に伴う職員数の適正配置についてです。

なお、以後の質問は質問席よりさせていただきます。よろしく申し上げます。

藤井本議長 奥本佳史君。

奥本議員 それでは、早速まいりたいと思います。まず、質問の1番目、火災発生時の対応についてでございます。本市においてデジタル防災行政無線放送網が整備されました。導入当初見られた戸惑いも、ようやく落ちついてまいりましたけれども、ここに来て1つ制度上のはざまで置き忘れられた問題点というのが明らかになってまいりました。それが今回取り上げる火災時の運用についてです。その質問についてスポットを当ててまいりたいと思います。

まず初めに、防災行政無線の運用項目で、これまで議論されなかった火災発生時のサイレ

ン吹鳴の規定について伺います。あわせて、旧町時代と比較してどの程度の違いがその運用にあるのかについてお示してください。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの奥本議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、サイレンということでございます。火災発生時にサイレンを吹鳴している意味をまずご紹介させていただきます。本来、サイレン吹鳴の目的でございますけれども、こちらは、消防団員の非常招集用といった位置づけでございます。サイレン吹鳴についての取り決めがあるのかということでございますけれども、明文の規定といたしましてはございません。

また、旧町のときとの運用の相違点ということでございます。それぞれ、旧新庄町、旧當麻町に分けてご説明を申し上げます。まず、旧新庄町の火災時の運用でございますが、葛城消防署から連絡を受けまして、まず屋上サイレンを吹鳴いたします。その後、当時は有線放送というものでございまして、有線放送の放送前に、放送設備に附属しておりますサイレンを吹鳴しておりまして、その吹鳴後に火災場所をお知らせし、消防団員の出動を促しているというものでございました。一方、旧當麻町では、同じように消防署からの連絡を受け、屋上サイレンを吹鳴し、その後、当時アナログでございますけれども、肉声放送ということで、防災行政無線を使いまして火災場所をお知らせし、消防団員の出動を促していたということでございます。

なお、庁舎以外の屋外スピーカーでもサイレンを吹鳴していたといった時期もあったように聞いておりますけれども、防災行政無線デジタル化前、直前には庁舎屋上のサイレン吹鳴のみしていたというふうになってございます。ただし、屋外スピーカーも何カ所かあるわけでございますが、そのサイレンは選挙のときのみ吹鳴するといったことになっていたようでございます。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。今のをまとめますと、火災時におけるサイレン吹鳴については、まず消防署の方からサイレン吹鳴の依頼があると。それに対して旧町時代の場合は、庁舎屋上のサイレン吹鳴を行っておって、當麻町においては庁舎以外の屋外サイレンも吹鳴していた時期もあったということです。現状では庁舎屋上のサイレンだけの吹鳴になっているということですね。

そしたら、次に、火災以外での現在の防災無線の運用についてなんですけれども、サイレン吹鳴以外のところの運用についていろんな情報も錯綜しておりますので、ここで整理、確認をしたいと思いますので、現在のデジタル防災行政無線のサイレンのことをもう1回言います。サイレン設備の統廃合に至った経緯です。以前、當麻地区では屋外サイレンも鳴らしていたということなんですけれども、デジタルになってサイレン設備が統廃合に至ったその辺の経緯というのがおわかりになれば教えてください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 デジタル防災行政無線に移行した際にサイレンの運用が変更されたかということでご

ざいますが、いろいろ資料等も参考に見ましたけれども、防災行政無線のデジタル化の際にサイレンに関する運用が変更されたというものはございません。もともと、先ほども申し上げましたように、サイレン吹鳴本来の役割というのが、消防団員の非常招集ということでございまして、その後、広域消防本部の方から消防関係の職員に対してメール配信等もありますので、サイレンは必要最小限にとどめたというふうには伺っておるところでございます。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 どのような経緯でそういうふうに至ったかというのが今のところわからないということでした。そしたら、今、メール配信という話が出てまいりましたので、サイレン以外の対応、デジタル防災行政無線でのさまざまな放送関係の現在の運用状況を、まとめて整理してお話しさせていただきたいと思います。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

限られた時間の中で十分な説明ができるかどうかわかりませんが、十分な説明ができるように努めてまいります。

まず、住民の方々の中にデジタル防災行政無線の運用についての理解が十分でないのではないかというご指摘でございます。まず、音声につきまして、男性の音声、それから女性の音声といった場合がございますが、その使い分けについてご説明を申し上げたいと思います。まず、定時放送等の通常時の放送につきましては女性の音声、それから、Jアラート、国民保護関係で、例えばミサイルが発射されたとか、大雨洪水等の気象警報が出たとか、それから緊急地震速報が出たといった場合の音声につきましては男性の音声でございまして、こちらはJアラートと連携をいたしておりますので、その音声なりスピード、音程については変更できないという国の仕様になっておりまして、聞きにくい、聞き苦しいような、微妙なニュアンスの音程で流れるというものでございます。

また、避難準備情報ですとか、避難勧告、避難指示、こういったものにつきましては同じく男性の音声でございますけれども、こちらは、市の方でスピードですとか音程が一定程度調整可能ということで、できるだけ違和感なく聞き取りやすい音声に変更をいたしておるところでございます。

通常時につきましてはそういったことで、次に、火災時でございますけれども、先ほど申し上げましたように、消防署から連絡を受け、必要な場合は屋上サイレン吹鳴、肉声放送ということで、消防団員の出動要請をいたしております。その後ですけれども、メール配信の作業を行うこととなってございます。それから、国からの有事の情報伝達手段といたしましてJアラートがございますけれども、こういった場合に屋外スピーカーからも放送するといった形になってございます。この辺の運用の変更点につきましては、デジタル化の際の周知ということで、平成29年12月の議会、総務建設常任委員会協議会ですとか、その後に開かれております区長会、それぞれで放送サービスの新運用とあわせて資料配布の上、説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。要するに、かいつまんで言うと、男性と女性の声があると。女性の声は、ふだんの定時放送ないし行政放送、男性の声が、要するに、危機を知らせるような重要な放送に対して流す。火災については担当者の肉声での直接放送ということですね。この辺だと思います。

そしたら、今この辺の前提を確認できましたので、具体的な問題の確認に入ってまいります。去る7月29日の未明なんですけども、大字當麻にて民家が全焼するという火災が発生しました。このときなんですけども、防災行政放送とサイレン吹鳴の対応に問題がございまして、地域住民への情報提供で混乱がありました。このときの火事における市役所と広域消防の対応がどうであったかについてお聞かせください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

7月29日未明の火災発生時の対応ということでございます。まず、広域消防本部の通信指令センターに119番通報が入電をされたということでございます。その際、多少の情報が誤って通報されたという部分もございまして、まずそこで場所の確認、火災の規模、それから、そういった情報を聴取しながら葛城消防署等に出勤指令を発するといったことになってございます。同時に消防団関係者にメール及び電話にて出勤指令がかかります。こちらは、通信指令センターから機械的に、関係者にメール及び電話が発出されるというものでございます。葛城消防署は、その出勤指令を受けた時点で市役所に火災の場所と目標物、それから建物の場合、その種別、こういったものを情報伝達されます。そこでサイレン吹鳴と市内放送、メール等の配信が要請をされるわけでございます。火災の程度によったり、調査出動みたいなものもございまして、そこで消防署からサイレン吹鳴が不要である旨伝えられる場合もございまして。

今回、大字當麻の火災では、葛城消防署から市役所に火災の場所と目標物、それから建物の種別等の情報が伝達をされ、サイレン吹鳴及び市内放送、メール配信等が要請をされてございます。通常火災時は緊急放送であるため、職員がマイクに向かって放送する肉声放送をし、別途パソコンを使用してメール配信を行っております。今回は宿直者の操作ミスで音声流れなかったということでございます。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 要するに、時系列でいくと、火災発生は深夜だったんですけども、深夜1時半ごろに消防署への入電があった後に、宿直の担当の方が庁舎のサイレンを鳴らしたと。ところが、本来その後で流すはずの音声の放送ができなくて、結局地域住民の方で火災発生に気づいた人が非常に少なかったと。この辺の影響が地域の自主防災組織である自警団の招集というのにも多々影響が生まれて、実際のところ地域の大字の役員さん、あるいは自警団の招集というところがうまく機能しなかったという問題がございました。

今回のサイレン吹鳴についてなんですけども、従来、旧當麻町の時代では、今回の火元の近くである當麻健民グラウンドのサイレンが、実は従来鳴ってたんですけども、それが鳴ら

なかったと。要するに、自警団員並びに自警団OBである大字の役員さんも含めて、何でこの火災のときにサイレンが鳴らへんのやと。庁舎では確かに鳴ってたんですけども、非常に回数が少ないのと、當麻地区の山間部では、どちらかという香芝のサイレンの方が音が大きくて、庁舎のサイレンが聞きづらいという事情もありまして、今回、健民グラウンドのサイレンが鳴らへんかったから気づかんかったという声が結構あるわけですよ。そしたら、ミスについて責めてもしょうがないんですけども、それを今後どういうふう改善、解消していくか、対応していくかということが非常に重要な形になると思うんですけども、まず1つは、火災発生時の業務フロー、今の宿直の問題です。今回放送しなかった、忘れてたというミスについて、今後どのような対応をお考えなのでしょうか。総務部長、お願いします。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

間違いがあってもいけませんので、正直なところといたしますか、事実を申し上げますと、当日、宿直の人間が、本来マイクのボリュームを上げて放送すべきところを、マイクのボリューム操作をしていなく、放送したということでございますので、その辺だけ訂正をさせていただきます。

それから、火災発生時の業務フローについてということでございます。火災発生時は肉声放送ということになってございますけども、平日、勤務時間中は、新庄地区につきましては企画政策課が、それから、當麻地区につきましては電話交換手もしくは教育総務課による対応となっております。それから、平日時間外、土日、祝日につきましては宿日直による対応を行っておるところでございます。

基本的に火災発生時には即時対応となることから、担当課はもちろん、宿日直者にもマニュアルをもとに定期的な研修を行い、業務フローの徹底を図っております。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 基本的な業務フローは確立されているということはわかりましたが、先ほど、放送しなかったのではなくて、したけどボリュームが上がってなくて、流れてなかったということが今のご答弁でわかったわけなんですけど、そしたら、その辺を何らかの対応において解消していかなければいけないんですけども、そのあたりは今後どういう形で進めていかれる予定でしょうか。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回の案件を受けましてのその後の対応ということでございますが、宿日直が放送を行う際には、1人で放送作業をして、もう1人が受信機によりまして正しく放送ができたかという確認をするという運用を徹底するために、運用マニュアルを整備いたしているところでございます。機器の操作につきましても、全ての宿日直職員に対しまして機器操作マニュアルを整備いたしまして、再度、実際の機器を使用した研修を実施したところでございます。また、運用マニュアル、機器操作マニュアルについては、宿直室及び放送室に常備することといたしまして、操作手順を徹底するとともに、忘れることがないように、今後におきまして

は、最低1カ月に1回はみずから操作手順を確認してもらうとともに、さらに、2、3カ月に1度は職員による習熟状態の確認と研修を実施する予定といたしているところでございます。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。運用マニュアルと機器操作マニュアルを整備した上で、研修の実施を徹底するという対応いただけるということで安心いたします。ぜひともその辺は抜かりなくお願いしたいと思います。

それでは、役所の方の庁舎の対応はわかったんですけども、そしたら、実際の地区住民が、火災発生時に火事が起きているというのがわかるために、情報を入手するためにはどうしたらいいかということです。現在、広域消防が運用している火災発生情報のメール配信というのがあるんですけども、これは誰でも登録できるものなのでしょうか。また、メール配信以外で一般市民が火災情報を迅速に得られる方法というのはあるのでしょうか。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、広域消防からのメール配信でございますけども、あくまでも消防関係者への出動要請といったことの限定でございます。ですので、市民の皆様、誰彼なしに登録するということは、広域の方から謹んでいただきたいという要請もございます。市民の方が火災情報を把握する方法ということでございますけども、市役所が屋上で吹鳴するサイレン、それから防災行政無線による放送、もしくは奈良県広域消防本部のホームページ、それから奈良県広域消防本部で電話による火災案内、こういったものがございます。火災案内の電話番号の周知につきましては、毎月の広報かつらぎで消防統計欄下部に掲載をさせていただいておるところでございます。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 要するに、一般市民がそういう火災情報をいち早く入手するためには、今現在運用されているメール配信については、これは消防関係者のみなので、行政無線放送で市役所の対応する放送を聞くか、あるいは広域消防のホームページを確認する、あるいは火災案内の電話に対して自分から電話をかけて確認するという3つの手段ということがわかりました。火災案内の電話番号を毎月の広報で周知されてるということですけども、もし、加えていただければ、行政無線放送をメール化して配信するということもできますので、そこを繰り返しました周知もしていただけたら情報の認識度が高まるのではないかと思いますので、そのあたりの対応は考えてください。

以上のところ、情報を得たい住民みずからが能動的に動くというところで成り立ってるところなんですけども、反対に、受動的に情報を享受するという観点から考えたら、実は、一番適していると思われるのがサイレン吹鳴なんです。特に夜間睡眠中のこういう非常事態に対しては、サイレンの吹鳴というのは、ある一定程度の人であれば気づける可能性が非常に高いと。インターネット普及以前には、唯一絶対の周知手段であったのは、このサイレン吹鳴であります。

今回のミスで、サイレン吹鳴で、特に健民グラウンドの屋外スピーカーからのサイレン吹鳴が廃止されてた、それに対して周知ができなかった、しかもその運用についての明文化もなかったというところについて、実際大字の役員さんも含めて、消防団員、当然自警団員もそうですが、地域住民もそれについては全く知らなかったわけですよ。この辺についていろんないきさつも調べていただいたんですけど、わからないということでした。そのあたり、私も現地に行って確認してきましたら、実は、今の屋外基地局、そこには基地局と拡声器の整備がやはり同じデジタル化で整備されてるんです。ということは、システム上は、もしかしたら、これはサイレン吹鳴できるのではないかと考えまして、更に調べました。そして、平成29年12月の区長会において、当時の理事者側から、デジタル化が完成したら屋外サイレンの吹鳴も可能であり、検討するという、そう明言されているという一文が見つかりまして、その後、多分何も検討されてない状況なんですけども、地域住民でこれまでいろんな、特に火災に関しては、あのサイレンが鳴ったから近くで火事やというのが、そういうのは身にしみついてるわけなんです。地域住民にとっての災害認識という点で、従来に沿ったやり方というのは、それぞれの地域でなれ親しんで動ける方法があると思うんです。新しいシステムにかわったから、全て一律にこうしますというのではなくて、特に火災時の屋外サイレンの吹鳴に関して、今後地域の実情に合わせた柔軟な運用というのはご検討いただけるのでしょうか。このあたり、市長か副市長かでお答えいただければ助かります。

藤井本議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

奥本議員におかれましては、以前にも防災行政無線の運用に関しましては、例えば、停電の情報の提供ができないだろうかとか、いろんなご提言をいただいております。今回も火災につきまして運用の方法を、改めて市の対応とか役割をきちっと見直すという機会を与えていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。その上で、先ほど総務部長からの説明で一部曖昧な部分があったので、そのあたりの修正も含めて若干述べさせていただきますと存じます。

火災も含めまして、災害時に何をすべきか。これは、誰に、どのような情報を、どのような手段で届けるかということを整理して、できるだけ単純明確化、迅速化をしながらやっていくことが大事だと考えております。その意味におきましては、直接消火活動に当たる消防隊員あるいは消防団員につきましては、これは、広域消防から直接連絡が行く。そういたしますと、市は一体何をやる役割を果たさなければいけないのかということでございますが、これは、市民の皆様が、まずは自分の命を自分で守る行動にとって有益な情報をできるだけ正確、迅速にお届けをするということでございますので、ここにつきましては、まずは戸別受信機でもって、ご近所で、どの場所で火事が起きているかということを的確、迅速に伝える必要がある。この部分について、議員ご指摘のとおり、残念ながら今回はいろいろなミスが重なってできなかったといった、不十分であったということでございます。

なお、このときの手続でございますが、まずは機械的なボタンをぼんと押して庁舎のサイレンを吹鳴する。その次からが防災行政無線のシステムの中で、まずはスピード優先ですの

で、肉声でもって火事の発生をお知らせする。今回は手続の中で肉声のマイクの拾う方のボリュームが、どうも最低最小音量に絞っていたために、話しているんだけども声の入力が不十分であったがためにお届けできなかったというミスがございました。このことにつきましては、今後あってはいけないことですので、先ほど企画部長が申しあげましたように、訓練の練度を上げて、きちっと今後間違いがないようにやっていきたいと存じます。

その上で、実は、防災行政無線のシステムの中で、今度は手で入力いたしまして、大字どこそこの、どのあたりに火事が発生しておりますということを入力いたします。こうしますと、今度はこれが登録制メールとかツイッターの方で流れるわけでございますので、これにつきましては、先ほど議員お問い合わせの、一般の方が待っても情報が届く方法はないのかと、とりに行かないと情報が得られないのかというご指摘に対しては、実は、登録制メールで登録いただいておりますと、自警団の方、あるいは大字の区長様も含めて、そういった連絡も別途参りますので、それはそういった形も活用していただきたいと存じます。

さて、サイレンの吹鳴の問題であります。市内に14カ所の屋外拡声子局を別に設けておりますが、こちらの方でシステム的には吹鳴することは可能でございます。どうも當麻健民グラウンドにつきましては、これは、切りかえ時にやめたのではなくて、以前からも何らかのご事情があつてやめたのであろうということは推測されますが、ただ、1つ、今の手続の中で、できるだけ迅速に、あるいは単純化された手続でもって、誰がやっても間違いがないようにやろうとしたときに、當麻エリアで起こったときにだけ當麻健民グラウンドのサイレンを鳴らす、そのための操作というのがワンクッションふえますので、その対応が、當麻で火事が起こったときはそれをするのかということにつきましては、今現在、統一的な、あるいはマニュアル化された手続の中では、そういったことをやるのが果たしてよいのだろうかという意味におきましては、申しわけございませんが、現在、市においては否定的であると考えています。ただし、必要な情報を必要な方に確実に届けるということは、これは、しっかりと徹底してやっておきたいと思っておりますし、携わる人間が正しく運用いたしましたら、正しく情報は届くはずですので、そこを徹底してやってまいりたいと存じます。

以上でございます。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 ご答弁ありがとうございました。サイレン吹鳴、特に屋外サイレンの吹鳴については、當麻地区だけが運用するのがいいのかどうかというご判断でしたけども、従来から當麻地区というのは、尾根筋で起伏が結構多くて、その影響もあつて當麻健民グラウンドを、新在家地区、加守地区というところで、恐らく補完的にサイレンを運用してらっしゃったという経緯があると思います。いろんな事情があつてその地区での運用がなくなつたということもおっしゃってますけども、これは、今後地域の事情に柔軟に対応していただけないかという質問だったので、もし、検討いただけるのであれば、今、難しいということでしたけども、地域からの要望がもし高まった場合に、その辺できるかどうかとも一応検討課題としてはずっと持っていたきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

そうしましたら、続きまして、質問の2番に移ります。2番目は、プログラミング教育開

始に向けた対応についてです。初等義務教育課程におけるプログラミング教育の開始まで残り6カ月となりました。本市の取り組み状況、今後の方向性について伺いたいと思います。まず、今年度予算でハード選定研究用としてタブレット副教材の導入が決まっておりますけれども、それが今現状どうなっているのか、どのように活用されているのかについてお示しく下さい。

藤井本議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

ただいまのハード選定研究用に導入した機器の活用はどの程度進んだのかということにつきましてお答えさせていただきます。まず、タブレットにつきましては7月、教材につきましては8月に、それぞれ納品していただいております。検討会につきましては8月に実施しております、今月より、各校において研究を開始しております。スケジュールとしましては、9月に新庄小学校、10月に新庄小学校と忍海小学校、11月に當麻小学校、12月に磐城小学校、そして1月に新庄北小学校の順で研究を実施してまいります。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 予算がついてから相当の月日がたってるわけなんですけれども、この間これを検討されてる葛城市メディア部会という各校の担当の先生方が、実は、1人を除いて全員が異動されてるということもございまして、うまくなかなか進んでいかなかったという理由も、もしかしたらあるかもしれませんが、期日が決まっております。来年4月から始めよということが国で決められておりますので、それに対して予算がついたのであれば、早め早めに動くのが筋ではないかと思うわけです。というのは、これはあくまでも研究用でございましたので、この後続くというのが見えております。それは何かというと、予算がついて、業者選定となって、機器手配と進んでいきます。そのときに文科省が定める平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で示す整備基準に、それが間に合うのかどうかというのを心配するわけなんです。加えて懸念することが、幾ら葛城市の方でそこまで準備万端整えることができたとしても、全国の自治体が用意ドンで一斉に機器整備に向かっている状況であります。実際そういうところで、蓋をあけたら物が手当てできないということにならないかと、そのところを心配するわけなんですけれども、その辺についていかがでしょうか。どうお考えでしょうか。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 ただいまのご質問、物が間に合うかというご質問なのですが、まず、これにつきましては、ICT環境の整備方針につきましては、学校におけるハード及びICTの支援員等の設置目標でありますので、来年度以降の調達につきましては、今年度のメディア部会の研究報告を踏まえまして、引き続き奈良県教育研究所のアドバイスもいただきながら、教科の流れに合うよう整備を進めていく予定でございます。

さらに申し添えますと、プログラミング教育は、国語や算数といった教科として新しく設けられるものではなくて、学習や活動の中でプログラミング的思考を育成するものでありますので、必ずしも教材を必要とするものではございません。また、来年度から使用する教科書の選定を本年8月に行いましたが、新しい教科書では、5年生の算数で、以前ご質問いた

だきましたプログラミング用のソフト、スクラッチ、6年生の理科の教材の中ではプログラミングの副教材の活用を推奨する単元がありますので、ともに3学期に実施されるものであることから、来年度予算での調達で間に合うものと考えております。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 ただいまのご説明いただいた限りでは、来年4月時点では、国の示している基準に間に合わないというか、そこを照準にするのではなくて、来年度選定された教科書のカリキュラムに沿っていくと、年度後半の方での調達ということでもありますので、そこに十分間に合うという判断をされてるということでした。

引き合いに出すのは非常に失礼になるかもわからないんですけども、今年度のエアコンのこともありましたので、少々事情があるとは思んですけども、これも同じ形で全国一斉に手配に走っておりますので、早め早めに手を打っていただいて、子どもにくれぐれもしわ寄せが行かないようにだけお願いしたいと思います。

さて、次に取り上げたいのですが、担当課である学校教育課のこれに対する対応なんですけども、現在、以前から見てますと、学校教育課の担当者が、本来の役所での業務以外に学校現場でのパソコン、あるいはネットワークの障害対応という保守対応に非常に時間をとられておまして、本来の業務どころか、プログラミング教育の推進検討に時間が割けていないと思われるんです。学校現場の、特に保守については、これまでの一般質問でも何回かふれさせてもらいましたけども、いつなんどき起こるかもわからず、発生したら即対応しないと待たないということなので、これをたった1人の方が担当するというのは非常に大変なものではないかと思われまます。ほかの近隣の市町村へ昨年、私、ヒアリングを行った段階では、あるところでは、保守対応に関しては専門の職員を別に配置したりとか、あるいは外部事業者への民間委託を行っているという回答も結構あったんです。今後、全国の教育現場で同じように、特に保守に関しては外注化の流れが急速に進んでいる状況であります。現状、葛城市のICT教育全般に関して、1人の担当者にとって非常に作業が集中してしまう、仕事が集中してしまうという形にとっては、今後、教育委員会が進めようとしているICT関連について、マンパワー不足が明らかであると思われるんですけども、これは、今後どのような対応をお考えでしょうか。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 ただいまの議員ご指摘の、学校現場のパソコンのトラブル、障害復旧作業などの保守の対応につきましては、そもそも学校教育課の職員が現場に出向き、保守することが正しいのかなど、事務のあり方と機器の保守業務につきまして、今後研究する必要があると考えております。また、ICT関連の新しい業務への対応につきましても、民間事業所を活用することなど、安定した業務が行えるかなどを今後検討してまいります。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 ここまでプログラミング教育の開始までの問題点としまして、機器の整備状況、それと保守等に係る人員について質問させていただきました。懸案である保守対応の業務については、今ご答弁いただきましたように、民間を活用した外注化も一応検討されてるということで、

これについては一安心いたしました。

それでは、その次として、プログラミング教育の推進に関しまして、実際に教室で教えるカリキュラムと授業内容の構築について、現状どのような状況で進んでいるかについてお聞かせください。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 先ほどご紹介しましたメディア部会では、大学教授を招いて校内研修の実施及び民間、行政主体による研修、展示会への参加等により情報収集を行っていただいております。また、教育委員会からも関係する研修の案内や参加の要請を行っています。また、新しい教材を導入するに当たっては、学校の先生方への負担増加に加えて、プログラミング教材のような専門的知識が要求される教材を導入する場合、専門的知識のあるICT支援員等の検討が必要であると考えております。民間企業人材の活用、連携体制を構築することにつきましては、今後検討を進めてまいります。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 全国的に具体的な授業の内容をどう進めていくかについては、まだ検討段階にあるところも多いので、具体的にまだそこまで回答できないということはわかりました。それとあわせて、来年度から正課で導入される英語教育並びに道徳教育、これについても先生方の準備もあるということなので、プログラミングだけに集中するというのも非常に難しいことだと思います。

今、お話にも出てきましたけども、そしたら、そのところを文科省はどう思ってるかというと、ICT支援員という制度の導入を促しております。先生の先生、あるいは先生の授業の補助、特にICT関係で支援する人を教室に入れなさいと。一応これも数値目標があるんですけども、そのあたりについて、現在いろんなところで民間企業人材の活用であるとか、高等教育機関、高校、大学と連携しながら、そちらの方の人材を手当てしてもらうというようなことが、実はそういう動きがあるんです。そのあたり、先ほどの学校教育課の保守管理のICT教育にかかわるマンパワー不足なんですけども、学校現場においても、同じようにICT教育にかかわるマンパワー不足というのは問題として共通するところなんです。この辺を踏まえた上で、今後葛城市としてその辺の、特に専門人材のマンパワーをどういうふうに確保していくかということについて、教育長のお考えというのをお聞かせいただければと思います。

藤井本議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

奥本議員にはいつもプログラミング教育についてご心配いただきまして、ありがとうございます。今、議員もおっしゃいましたけども、今回の学習指導要領の改定で、確かにプログラミング教育というものが盛んに言われておりますけれども、プログラミング学習以外にも英語、道徳、困難がさまざま出てまいりまして、本当に今、現場の方はそれに向けて盛んにやっているというところがございます。

ご心配の、ICTの支援要員も、確かに2018年度以降、学校におけるICT環境の整備方

針で目標とされている水準に入っているというのも事実ですし、実際進めていく中でこれが足りないというような声が上がってまいりましたら、また考えていきたいと思うんですけども、今のところは、先ほど部長も言いましたけれども、教科書レベルで出てくるのは、5年生の1単元のところと6年生の1単元で出てくると。それ以外にもさまざまプログラミングの体験をさせたいということで、昨年度末に予算を計上していただいて、今、プログラミング学習用の教材を整備していただいている。それをどう活用していくか。そこでも専門的な説明が要る、人が要る、こうなってきたときだったら、こちらの方も考えていかなければならないことだと思うんですけども、今現在としては、本当にやってみて無理なのか、そのあたりを研究しろということで、各学校でやってもらっているというところでございます。

それに加えて、今は働き方改革で学校現場の職員の働き方についても研究をしておりますし、それから、現場だけではなくて、それを支えてくれている教育委員会事務局の働き方改革も進めなければならない。そういうものを総合して、ここは本当に職員にできるのか、職員がしなければならないものなのか、そういうことを総合的に考えていきたいということでございます。

さまざまなご意見を頂戴していることを、今後教育委員会でも熟議を重ねまして、方向性を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。ただいまのご答弁で、今回プログラミング教育を主に取り上げておりますけども、教育委員会全体としていろんな人材の補完も含めた上でお考えいただけるということで、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

私としましては、今現状ではまだスタートもしてない段階でここまで言うのもおかしいんですけども、まずは文科省が定める基準をクリアするのが重要なんですけども、その先です。いろんな子どもたちの中には、教科書レベルを軽々とクリアして、その先に進みたいという子が出てくると思ひます。特にこういう分野に関しては、これから非常に我々全員ができて当たり前という時代が来ると思ひます。実際そういうふうになってますけども、だから、その中から葛城市でICT教育を受けた子どもの中で、第2、第3の吉藤健太郎君というのが出てきてほしいという、最終的にはそこまで対応できたらうれしいなと思ひている次第なので、その辺の長い目を見た上でいろんな人事の適正化も含めた上で対応をお願ひしたいと思ひます。

そうしましたら、あと残りわずかですけども、3番目の質問に参ります。3番目は、国の制度改正に伴う職員数の適正配置について。これは、実は、私の言わんとするところを、先ほど谷原議員がお配りになった経常収支比率の推移の中で、人件費の切り下げが限界に来ているというお話がございました。市長もその後のご答弁で、その辺は認識されてて、どこで圧縮するのがよいか検討していかなければならないというお話をされておりましたけども、まさしくそこにかかわるところなんですけども、先ほどのプログラミング教育もしかりですけども、幼児教育・保育の無償化とか、国の大型の制度改革というのはめじろ押しになっており

ます。

今回、この一般質問の打ち合わせで當麻庁舎に行くことが多かったんですけども、その辺の制度改革の多くを担当する課を擁する當麻庁舎では、非常に移行準備作業もあるんですけども、夜遅くまで皆さん働いていらっしゃるんですよ。ところが、これらの制度が始まったとしても、心配するのは、業務量は従来業務に比べて増大していくというのは明らかです。そしたら、そのところで、業務がふえたら人手が要ります。人手に関してというところを調べてみたんですけども、いろんな自治体、奈良県内の市でも多いんですけども、人員の適正配置を結構定めていらっしゃるというところがございます。葛城市において、そういうことが過去検討されたかというのを調べますと、平成18年3月策定の葛城市集中改革プランの中で、定員管理の適正化という項目に職員定数の記載がありました。そこで一旦検討されてるようなので、これまでの職員に係る定員管理計画の経緯をお聞かせいただけますでしょうか。

藤井本議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 これまでの定員管理の経緯ということでございます。ただいま申されましたように、平成18年3月に策定されました葛城市集中改革プランにおきまして、定員適正化計画を定めておったところでございます。この計画につきましては、退職者の補充について、事務職員は退職者数の3分の2の補充にとどめ、その他の職員についてはアルバイト等で対応するという内容でございまして、目標値を合併からの7年間で9.5%、36人の削減をうたったものでございました。この計画に基づきまして、平成16年度から平成23年度までに職員数を379人から343人へと36人削減する目標を達成したところでございます。

その後、平成26年度には定員計画というものを作成いたしまして、常勤職員の人数を令和6年3月末時点で、平成26年度当初の職員数と同じ305人とする目標としていたところでございますが、この計画策定時点よりさまざまな制度改革など、行政事業に相当な変化が見られるところでございますので、改正または再度の策定を考えているというところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 ご回答ありがとうございます。これまでいろんなご苦労の上に人員削減というのに取り組んでこられたことはわかるんですけども、実は、それを聞いたところで果たしてこの数値が適正かどうかというのを私は判断できないんです。それについては、恐らく国による何らかの基準値というのが設定されてるはずなので、それが、もし、ありましたら、それに基づいて葛城市は同程度の自治体の中で、実際人員はどれくらいのところにポジションとしてあるのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問でございます。

葛城市の職員数の状況でございますが、毎年、総務省が実施しております定員管理調査に基づく定員管理診断表におきまして、全国の類似団体の平均職員数を葛城市の人口規模に割り戻した職員数と、葛城市の職員数との比較がなされておるところでございます。この定員

管理診断表は、普通会計の各部門ごとに比較することとなっております、その比較につきましては、単純値と修正値の2つであらわしております。単純値は、議会、総務・企画、税務、民生といった大部門での比較となっております、修正値につきましては、これら大部門を更に細かく分類した小部門での比較となっております。この診断表の平成30年度の結果では、単純値でマイナス29人、修正値でマイナス43人ということで、葛城市の職員数は、全国の類似団体と比較して少ない状況にあるということでございます。

以上でございます。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 今、ご回答いただきまして、全国の類似団体と比較した場合に、本市の職員数が少な過ぎという結果なんです。少な過ぎという表現がいいのかどうか分かりませんが、基本、地方自治体の業務内容というのは、国側の政策に基づいて同じ業務を行っているはずなので、よっぽど現場の革新的な業務手順の改革がない限り、同規模の自治体間であれば同じぐらいの人員が必要ではないかと思うんですけども、これだけ少ないと現場の方でどうやって処理してるのかという率直な自分の疑問が湧いてくるわけなんです。それは、やはり本市の職員数の削減というのは、過度に進み過ぎているのではないかなと考えるんですけども、今後、適正配置についてどういうところで求めていくかということが重要かと思います。その辺について今、現状何か手だてを打ってらっしゃるのでしょうか。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 職員数の適正配置ということでございますが、まず、職員採用につきましては、基本的には退職した職員の補充と各課との人事ヒアリングで現在の状況と翌年度以降の業務量の増減を確認した上で、業務が外部委託や臨時職員などで対応できない場合で、明らかに職員数が不足することが見込まれる場合には、職員採用を実施することとしておりますが、例えば、保育士、幼稚園教諭につきましては、毎年採用を行っているにもかかわらず、退職者も多く、結果として職員数が余りふえてないというような部署もある状況でございます。

各課の職員数の適正配置につきましては、現在、ジョブバリュークリエーションの頭文字をとってJVCと称している、業務量などの調査を実施しております、その結果によって再考することとしていただいております。各課の職員数の適正配置につきましては、昨年度まで業務効率化や業務の標準化等の業務改革の推進を目的といたしまして、業務改革プロジェクトを立ち上げ、会議を行ってまいりました。その中で事前に実施した業務棚卸しの調査をもとに、平成30年11月より、全職員に対してJVCを実施しております。現在も各課における業務量の把握を行っているところでございますが、今年度からは業務改革推進プロジェクトを業務改革推進フォローアップ会議に改めまして、その会議においてJVC等で収集したデータに基づき、各課で行っている同様の作業を、業務標準化により作業手順を統一することで、職員が他の部署に異動しても前所属部署と同じように業務を処理できるようにすることや、定例的に繰り返し行う業務をRPA化することなどによりまして、業務量の削減を図るとともに、課の事務分掌の見直しや組織機構の見直しも含めまして、総合的に検討した上で適正な職員数を算出し、その職員数を目標とした計画をできるだけ速やかに定めて

まいりたいと考えているところでございます。

なお、この業務改革推進フォローアップ会議は短期間で終了するものではなく、長期にわたって検証と見直しを繰り返し行い、そのときどきの情勢に対応してまいりたいと考えております。

藤井本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。業務量の調査、ジョブバリュークリエーションの作業をされるといことで、その辺の実際の作業量負担というのが数字として出てくると思うんですけども、私が思うに、重要なところはその次、どう手だてをとるかだと思うんです。時間がないので名称だけ言いますが、それに対しての方法として、任期つき採用制度の導入、会計年度任用職員制度、それから、RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションという業務の定型化という、この辺の自動化なんですけども、この3つが主な方向性ではないかと私は思っております。この中でもRPAというところは各自治体で非常に検討されておまして、葛城市でも、実は1度そのテストをされたというところで、これは福祉関係のところかな、されて、従来1時間かかっていた作業が5分で処理できるということがその実験で確認できたということでした。それに対してRPAの内包する力というのがあったので、今後、県の奈良モデルの中で、橿原市と協議をした上でRPAの導入実験、実証実験を行うということをお聞きしております。その辺のいろんなパッケージがあると思うんですけども、RPAの導入によって今のマンパワーの少ないところを補っていただければ、多少なりとも現状の解消につながる方向性が見えてくるのではないかと思いますので、引き続きその辺の対応をお願いしたいと思います。

それを踏まえて、最後にお聞きしたいんですけども、地方公共団体における適正な定員管理というのは行財政改革の範疇に入って、総務省の指針にもいろんな分析、あるいは方向性というのが明示されているわけなんですけども、私、この辺の人事の問題もひっくるめてなんですが、現状の影響するところは、本市のいろんな庁舎の問題も絡んできてると思います。具体的にファシリティマネジメントを踏まえた上での総合的な取り組みにまでこの人事関係の適正配置を昇華させないと、なかなか解決に至らない。現状、いろんな庁舎間で異動というところの時間を、そうしたら今後どういうふうそこに有効活用していけるかということ踏まえた上で考えていかないとだめだと思っております。そのあたり、ファシリティに関して連携も必要だと思われまますので、この辺と人事の適正配置の問題に絡めて、今後どう取り組んでいかれるかという市長の方向性、お考えをお聞かせいただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 本当にご心配ありがとうございます。私も一番懸念している内容なんです。それで、この件につきましては、市政フォーラムの中でも実はふれてるんです。市という形態をとるに当たっては、最低限、市の要件である5万人を確保しないと、市という形態を維持していくことが非常に難しいであろうという思いが当初から実はございました。その中で、今現状の施設等を維持するためには、将来的には人口規模を上げる必要があるというのが収入面での考

え方です。ですから、収入を上げるために努力するというのが、ある一定の期間でのスパンの中で、長期目標の中ではクリアしないといけない問題であると思っております。

そこへ行くまでの間の話になるんですけども、それは、先ほど1人前の議員の方からございましたように、非常に財政的には厳しい時代を通り抜けなければいけないであろうという感覚を持っております。ただ、私、就任いたしましたして、実は、1年後に財政計画を1回事務方に出すようにという話で、出させたんです。完璧なものではなかったんですけども、その中に織り込めたのは、正直なことを言いますと、ファシリティマネジメントは織り込めなかったです。織り込まない状態で、なおかつ新町運動公園の整備事業等を織り込んだら非常に厳しい財政状況になりますよというものまでしか出なかった。それに、さらにFMの考え方を入れますとどうなるのかと言いますと、かなり大変な状況になるということは理解しております。その中で、各施設については、FM計画を彫り込んだ中の財政計画を、まず私は行政として持つべきである。根本的に維持しようとしたらどれぐらいかかるのかというものをまず出さないといけない。そうすると、次の段階に何があるかという、例えば、私は一般質問で言わせていただいておりますけども、2庁舎の問題は近々に解決しないといけない問題である。では、それを織り込んだらどれぐらいのシミュレートができるのか。それで、どの程度解決できない問題が残るのであれば、どこまで踏み込むのかという話になってくるのやと思います。ただ、それを乗り越えた中で私が将来的に目指すものは、人口5万人都市を目指すことによって収入を伸ばさないと、いずれの過程をとろうが、最終的にその形態をとれないと葛城市というものは維持できないと、私はそう感じております。ですので、最終目標をそこに持ってきて、いかにそのような方向に持っていけるのかというまちづくりをつくっていくことが最終的に必要であると感じております。その過程の中ではいろんな財政シミュレートをまずつくらないと、その議論の舞台に立てない思いですので、財政計画を立てる指示をまたそのタイミングでしたいなと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 時間超過しておりますので、一言だけ認めます。

奥本議員 ありがとうございます。今ご答弁いただきまして、市長の思い描く構想の中で、重要なポジションが財政計画。それについて財政の中でも一番ウエートを占めているのが人件費。人件費のところも一緒に切り込んでいかないと、いろんな夢が実現しないということなので、これは市長だけに任せるのではなくて、我々議会の方でも考えていかないといけない問題だと思います。この問題については、引き続き私も取り組んでまいりたいと思います。

時間超過しましたけども、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

藤井本議長 奥本佳史君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は9月27日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、あす12日から24日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会がそ

れぞれ開催されますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時31分